

平成30年第1回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成30年3月6日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成30年3月6日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席委員(0名)

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄

民生部次長	時光良弘
建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪
会計課長	光本琴音

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村伸一
議会事務局書記	永谷望

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(山吹) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第1回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番諏訪本議員、5番沖田議員、6番片川議員の3名を指名します。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より16日までの11日間とすることに決定しました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。暫時休憩いたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

~~~~~

議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

~~~~~

議会事務局長(三村) 諸般の報告をいたします。

昨年12月14日、文教委員会が開催され、ワールドカフェの意見への対応等について協議を行いました。

12月15日、総務厚生委員会が開催され、ワールドカフェの意見への対応や視察研修報告等について協議を行いました。

12月18日、議会広報特別委員会が開催され、議会だより第105号の紙面構成について協議しました。

12月20日、産業建設委員会が開催され、ワールドカフェの意見への対応や視察研修における調査事項等について協議を行いました。

12月22日、平成29年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成28年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計歳入歳出決算認定、平成29年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計補正予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、広島県海田高等学校財産組合議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成28年度決算認定、平成30年度一般会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

平成30年1月7日、平成30年熊野町消防出初め式が町民グラウンドで行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。また、同日、成人を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月9日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第105号の記事校正を行いました。

1月12日、広島県町議会議長会の定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な議題といたしまして、平成29年度の広島県自治功労者表彰や、広島県町議会議員研修会等について協議を行いました。

また、同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第105号の記事校正を行いました。

1月16日、総務厚生委員会が開催され、定住促進拠点施設及び（仮称）熊野町防災コミュニティセンターの概要について、担当部から説明を受けました。また、実際に定住促進拠点施設整備工事、防災コミュニティセンター新築工事、西部ふれあい広場整備工事の状況について現地視察を行いました。

1月17日、産業建設委員会が開催され、視察研修における調査事項等について協議を行いました。

1月18日、平成29年度広島県市町議会議員知事表彰が広島県庁で行われ、町議会議員として通算30年以上在職された、馬上議員と、中原議員が表彰されました。

1月19日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第105号の最終校

正を行いました。

1月22日・23日、産業建設委員会が所管事務調査を実施しました。佐賀県武雄市で、有害鳥獣の被害状況と対策について、有害鳥獣肉の食肉加工への取り組みについて、イノシシ肉の特産品化について調査を行いました。

1月25日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件について協議を行いました。

1月26日、文教委員会が開催され、学校大規模改造事業等の平成29年度主要事業の取り組み状況について報告を受けました。

2月11日、第45回熊野駅伝大会が開催され、閉会式に多数の議員が出席しました。また、議長が挨拶及び表彰の授与を行いました。

2月14日、文教委員会が開催され、町内社会教育施設の現地視察を行いました。

また、同日、広島県後期高齢者医療広域連合平成30年第1回定例議会が開催され、沖田議員が出席しました。主な議案は、平成29年度一般会計補正予算や平成30年度一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算などで、いずれも原案のとおり可決されております。

2月20日、議会全員協議会が開催され、執行部から提出された報告案件6件、協議案件4件と、議会の報告案件4件、協議案件1件について協議を行いました。

2月22日、平成30年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成30年度の一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

2月23日、平成29年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がメルパルク広島で行われ、多くの議員が出席しました。自治功労者等表彰では、町議会議員として30年以上在職された議員として、馬上議員と中原議員が表彰され、被表彰者を代表して中原議員が謝辞を述べられました。

研修内容は、午前、「広報紙クリニック」と題しまして、広報コンサルタントの芳野政明氏による、各町の議会広報紙に対する講評が行われ、午後からは、「これから求められる町村議会の役割」と題しまして、駒澤大学法学部教授の大山礼子氏から講演をいただきました。

2月28日、平成29年度第2回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が会議に出席しました。主な議題といたしましては、平成30年度の安芸地区における消防事務

運営経費で、原案のとおり承認されております。

3月1日、議会運営委員会を開催し、平成30年第1回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されておりますので御紹介いたします。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

平成30年2月21日、「電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書」が、一般社団法人広島電業協会会長小畑博文氏から提出されております。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

平成30年度の予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 平成30年3月定例会に際し御参集をいただき、まことにありがとうございます。

町長就任から早いもので10年目を迎えております。この間、議員の皆様からさまざまな御指導をいただくとともに、現場主義を念頭に置きながら、さまざまな機会を通じて住民の皆様から町政に対する御意見や御要望を直接伺ってまいりました。

本年度実施しました地域懇談会も5度目となり、皆様の御意見・御要望をもとに、「第5次熊野町総合計画・後期基本計画」及び「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向け、議員各位はもとより、住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、鋭意町政の運営に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、平成30年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の所信及び町政の基本方針を述べさせていただきます。

初めに、町政を取り巻く経済・社会情勢について申し上げます。

国の平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によりますと、我が国の経済は雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかに回復し、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需の改善により経済の好循環が実現しつつあるとされております。

しかしながら、地方経済を全般に見ますと、その効果は地域の隅々まで波及していな

い状況とも言われており、今後の経済状況の推移を注視していくことが必要であると考えております。

本町の状況に目を向けますと、本年1月に総務省が取りまとめた平成29年の住民基本台帳人口移動報告では、全国の市町村のうち7割以上が転出超過となる中、本町は転入者が転出者を上回る転入超過となっております。年齢階層別では、特にゼロ歳から4歳や25歳から34歳の転入超過が顕著であり、これまでの子育て支援施策等の取り組みの成果があらわれているものと考えております。

国においては、経済再生なくして財政健全化なしを基本とし、少子高齢化に立ち向かうべく生産性革命と人づくり革命を車の両輪として取り組まれていることから、本町におきましても「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、住みたいまち、住み続けたいまちとしての本町のブランドを確立するための各種施策を引き続き実施してまいります。

それでは、そのような経済・社会情勢を念頭に置いた平成30年度の取り組みにつきまして、申し上げます。平成30年度の当初予算案におきましては、第5次熊野町総合計画・後期基本計画において、定住・交流人口拡大のためのブランドの確立という新たな視点で盛り込んだブランド戦略を推進するため、事業の選択と集中を図ったところがございます。

特に、子育て環境の充実や安全安心な教育環境の整備などによる子供が健やかにたくましく育つまちづくり、住民の主体的な健康づくりの推進などによる、ともに支え合い、健やかに暮らせるまちづくり、生活福祉交通「おでかけ号」の運行や、生活道路の改良などによる日常生活を快適に暮らせるまちづくり、防災・減災対策の強化などによる安全に安心して暮らせるまちづくり、地域資源を活用した地域活力の向上を図る筆の里工房周辺整備事業などによる、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちづくりなどの取り組みを重点的に推進することとしております。

それぞれの施策を通じ、最小の経費で最大の効果が上がるように努め、住民の満足度の高いまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

それでは、平成30年度当初予算の部門ごとの取り組みの一端を説明させていただきます。

まず、総務部門でございます。

本町は、平成30年10月に、大正7年の町制施行から100周年を迎えます。記念

式典を初め、ひろしまフラワーフェスティバルへの参加、夏まつりの開催など、多彩なイベントを実施してまいります。

次に、安全に安心して暮らせるまちづくりです。

多発する自然災害への備えを強化するため、広島県とともに災害発生を想定した図上訓練を実施するとともに、老朽化した防災行政無線を向こう2カ年でデジタル方式に更新する事業に着手いたします。

また、土砂災害防止法に基づく警戒区域等が指定される第二小学校区について、第四小学校区に引き続き、ハザードマップを作成いたします。

自助・共助体制の強化の面では、自主防災組織の育成支援、自治会が取り組む安全・安心なまちづくりへの財政的支援を継続して行うなど、災害に強いまちづくりの推進に引き続き取り組んでまいります。

生活福祉交通「おでかけ号」につきましては、日常生活における移動手段として定着していることから引き続き運行してまいります。運行開始から5年を経過したことから、さらなる利便性の向上を図るため、4月から試験運行を実施いたします。

次に、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちづくりでございます。

筆産業の振興と筆文化の継承を目的として建設した筆の里工房は、開設から25年が経過し、老朽化が進んでおり、空調設備及び常設展示場の改修を実施いたします。

商工振興事業では、くまの産業団地で操業を開始された事業所に対し、固定資産税と同額の企業立地奨励金を平成29年度と同様に交付してまいります。この奨励金は5年間交付し、本町における当該企業の安定的な操業と町内からの雇用拡大を図ってまいります。

次に、観光推進事業でございます。

平成28年度に策定した、熊野町観光交流拠点整備構想計画において設定されている各種の目標達成手法や、観光の発展について住民視点からの意見をいただくためワークショップを開催いたします。今後、筆の里工房周辺整備事業のソフト面の充実につなげていきたいと考えております。

次に、民生部門でございます。

まず、住民基本台帳事業では、最も身近なサービスの充実といたしまして、マイナンバーカードを利用して、熊野町が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書等の各種証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できるシステム構築を新年度に

行い、年度内にサービス開始を目指します。あわせて、マイナンバーカードの普及促進とコンビニ交付サービスの周知に努めてまいります。

子育て支援施策では、子ども・子育て支援事業計画について、平成32年度からの次期計画の策定準備に向けたニーズ調査を実施いたします。

また、現在、西部地域健康センターで実施しております子育て支援センター事業は、旧西公民館を定住促進拠点施設として改修オープンする新施設に移転し、町直営による運営を開始いたします。子育てに不安や負担感を感じている保護者の多様化する育児相談等の対応の充実を図るとともに、定住促進のための取り組みを展開してまいります。

女性の社会参加とともに、保育所への入所需要は増加しております。特にゼロ歳児から2歳児までの低年齢児の保育ニーズが顕著であります。多様なニーズに対応するための特別保育の実施や、年度中途において待機児童を出さないよう保育所の運営法人との連携を深め取り組んでまいります。

また、老朽化した第二聖徳幼稚園の改修に係る整備費の助成を行い、認定こども園への移行を支援してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、対象学年を小学校5年生まで拡大し、共働き家庭を支援してまいります。

健康づくりの推進では、生活習慣病予防対策として年2回行う住民健診における土曜・日曜の実施と、託児、乳がん・子宮頸がんの女性がん検診につきましては、医療機関で個別に受診できる体制を継続して整えます。また、胃がん検診につきましては、胃部X線検査に加え新たに胃部内視鏡検査を導入するなど、受診率の向上を図ってまいります。

母子保健につきましては、これまで実施している不妊治療費助成、妊婦健診、乳幼児健診や育児相談、乳幼児家庭全戸訪問、今年度開始しました産前産後ヘルパー派遣などを継続して実施するとともに、新たに新生児期における先天性の聴覚障害の発見を目的とした新生児聴覚検査に係る費用の助成を開始いたします。

感染症対策につきましては、正しい知識の普及啓発、接種勧奨を実施し、予防接種の接種率の向上に努めます。

国民健康保険事業の広域化につきましては、広島県と連携を図りながら新制度への円滑な移行を行い、誰もが安心して医療が受けられる国民健康保険事業の安定的な運営に努めますとともに、特定健康診査の結果やレセプト等の健康・医療情報を活用し、健康

づくりの支援と医療費適正化に取り組んでまいります。

次に、高齢者施策でございます。

地域包括ケアシステムの深化・推進を目的として策定した「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、自助・互助の観点から、地域における支え合いや介護予防・健康づくりへの取り組みを強化してまいります。

シルバー・リハビリ体操指導士の養成及び活動支援、総合的な認知症対策を引き続き推進してまいります。

また、元気な高齢者等がボランティア活動を通じた社会参加や地域貢献をすることで、みずからの健康増進と介護予防につなげることを目的とした介護予防・ボランティアポイント事業を開始いたします。ボランティア活動や健康づくり教室に参加することでポイントを付与し、そのポイント数に応じた奨励金や奨励品を還元いたします。

障害者施策といたしましては、今年度策定した障害者保健福祉計画及び第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画に沿って、お互いに尊重し合いながら、誰もが自立し健やかに暮らせるまちづくりに向け、障害者・障害児福祉に係る各施策を実施してまいります。

生活困窮者に対する自立支援策としましては、早期かつ包括的な相談支援により、自立促進につなげる支援を行うことが重要であることから、生活困窮者に対する相談支援、住居確保給付金の支給のほか、今年度から実施しております子供の学習支援事業に加え、住居を失った方に衣食住など生活に必要な支援を行う一時生活支援事業の体制整備に広島市と連携して取り組んでまいります。

環境対策としましては、公共下水道区域外の住居における小型合併浄化槽の設置に対し引き続き補助金を交付し、公共用水域の水質保全を図るとともに、町民の環境意識の高揚に努めてまいります。

消費者対策としましては、通常の契約トラブルにとどまらず、年々手口が巧妙化する特殊詐欺などの被害防止の観点から、週2回の相談窓口を引き続き開設し、広く住民の相談・啓発及び情報発信を充実させてまいります。

次に、建設部門でございます。

まず、町内の県道の整備でございますが、現在実施中である県道矢野安浦線の川角交差点から呉地地区までの現道拡幅及びバイパス事業、そして、県道瀬野呉線の深原地区バイパス事業につきましては、用地取得及び工事が引き続き実施される予定でございます。

す。

特に、県道矢野安浦線につきましては、現在、川角交差点から槇ヶ迫交差点付近までを工事中でございますが、さらに郵便局付近までの拡幅工事に着手する予定でございます。

また、県道瀬野呉線の新宮地区における交通安全施設等整備事業は工事が引き続き実施され、平成27年度から実施されております県道矢野安浦線、熊野町役場前交差点から阿戸別れ交差点間における渋滞対策につきましては、用地取得が実施される予定でございます。これらの県道の整備によるネットワークの強化は本町にとって重要な施策であることから、いずれの事業におきましても県と連携し、早期完了を目指してまいります。

次に、町道の整備でございます。

出来庭地区の呉出来線につきましては、槇ヶ迫交差点からスーパーディオまでの間で唯一残っていた狭隘部分の用地取得と工事に着手いたします。また、呉地地区から萩原地区を結ぶ呉萩線につきましても、通学する児童生徒の安全を向上させるため、拡幅工事に着手いたします。

その他町道の局部改良を住民の方々の要望等を踏まえつつ、順次、実施してまいります。また、町内全域において生活道の適正な維持管理を計画的に行い、利便性・安全性の向上に努めてまいります。

なお、喫緊の課題となっております道路インフラの老朽化対策につきましては、平成28年度の全橋梁の点検結果に基づき、予防保全の観点から計画的に補修工事を実施してまいります。

次に、河川の維持管理につきましては、近年の集中豪雨に鑑み、防災の観点から護岸の改修、堆積土砂のしゅんせつを計画的に実施してまいります。

次に、森林整備でございますが、引き続き、ひろしまの森づくり事業交付金を活用した整備を行ってまいります。

次に、公園緑地の整備でございますが、熊野町観光交流拠点整備構想で、観光交流拠点施設と位置づけられております筆の里工房周辺整備につきましては、平成35年度の供用開始を目指し、用地の測量・調査、用地買収、基本設計の実施に取り組んでまいります。

また、平成32年に広島県及び県内の全市町が連携し開催を計画している平和を象徴

する花と緑の祭典、全国都市緑化フェアの成功に向けて準備に取り組んでまいります。

次に、定住促進でございますが、子育て世代の定住を促進するため、一定要件の住宅取得者に対しまして交付金を支給する子育て世代「住むならくまの」応援事業を引き続き実施し、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

次に、公共下水道事業でございますが、川角地区、出来庭地区、呉地地区の未普及区域におきまして、合計約1.7ヘクタールの下水道整備を予定しております。

また、汚水管路の老朽化対策といたしましては、熊野団地内を平成28年、29年度に調査した結果をもとに、老朽度の高いところから順次、改築更新のための実施設計を延長約2キロメートルの予定で実施いたします。

次に、上水道事業でございますが、川角地区において未給水地区の配水管整備や老朽管の布設替えを行うほか、引き続き熊野団地内の老朽管を計画的に更新してまいります。

また、出来庭地区において県道矢野安浦線の道路改良工事に伴い、支障となる配水管の移設を予定しております。

次に、教育部門でございます。

まず、小・中学校の授業の中でICTを効果的に活用し、児童生徒の学力向上につなげていくことを目的に、各学校の学習形態に応じてタブレット端末または電子黒板を本年度に引き続き配置し、ICT教育の充実に向けた環境整備を図ってまいります。

次に、安全・安心な教育環境の整備を図るため、熊野東中学校普通教室棟の大規模改修第2期工事及び熊野第一小学校東校舎の大規模改修工事を実施いたします。

また、近年の温暖化対策のため、小・中学校の全普通教室にエアコンの設置に向けて実施設計業務を行い、教育環境の向上を図ってまいります。

小学校では、次期学習指導要領の平成32年度からの全面実施に向けて、外国人講師による英語指導助手派遣業務を1人増員し、教員との連携により外国語教育のより一層の充実を図ってまいります。

経済的に困窮している世帯に対し、新入学学用品費の支給時期を入学後から入学前に前倒しをいたします。新年度においては、平成31年度に小学校へ就学予定者の保護者を対象に支給してまいります。

生涯学習の分野におきましては、町制施行100周年を記念して三井住友海上文化財団の助成を受けまして、地域住民のためのコンサートを町民会館で実施いたします。これは来場者からのリクエストに応じて歌うなど、参加者が一緒に音楽を楽しむものと

いたします。

また、多世代交流を積極的に実施しております「くまの・みらい交流館」の利用者が、安心して館のみでなく遊具・広場を利用でき、さらなる利用促進、緊急時対応ができるよう監視カメラを設置し、安全・安心な場所として整備してまいります。

社会体育・生涯スポーツの振興の拠点である町民グラウンドが排水不良で雨天の後に使用不可となるため、熊野駅伝大会終了後、全面使用禁止とし、抜本的な改修を行い、快適な利用環境となるよう整備してまいります。

近年、町内でも高齢者を中心にグランドゴルフ人口が増加して、本格的なコースを望む声が多いことから、公認グランドゴルフコースの整備に向け設計業務を実施いたします。

これらの施策を中心に、予算編成を行いました結果、平成30年度の一般会計の当初予算の総額は、91億7,221万6,000円となり、前年度と比べ13.1%の増となっております。

また、特別会計につきましては、4会計で64億3,995万7,000円、前年度と比べ11.6%の減、企業会計である上水道事業会計については5億7,884万7,000円、前年度と比べ4%の増となっております。

以上、平成30年度における主要施策につきまして、その概要を申し上げます。

終わりになりますが、今後も住民の視点に立ち、第5次熊野町総合計画に沿ったまちづくりに全力を傾注してまいりますので、諸施策の推進につきまして、議員各位を初め、住民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

~~~~~  
議長（山吹） 以上で、町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。

11名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、11番、藤本議員の発言を許します。藤本議員。

~~~~~  
11番（藤本） おはようございます。11番、藤本哲智でございます。

早いもので議席をいただいて3年が経過しようとしています。議員としての任期もいよいよ残すところ1年になりました。この3年間で議員として何ができ、何ができてな

いのか、残された1年でどこまで自分の理想とする目指す議員活動ができるのだろうか  
と反省のきょうこのごろでございます。

さて、早速でございますが、本題に入らせていただきます。本日は2点について質問  
を行います。

まず、1点目でございますが、「おでかけ号」についてでございます。先日の全員協  
議会において運行時間など変更になることの説明を受けました。それらも含めて「おで  
かけ号」の今後の計画を利用者の立場からお尋ねいたします。

続いて、2問目です。高齢者の方の町内商店やスーパーなどに買い物に行く際の移動  
手段がない。「おでかけ号」だけでは日々の買い物を続けるのが困難になりつつある現  
状を町はどのように考えているのか、町長のお考えを伺いたい。簡単な質問要旨でござ  
いいますが、質問席において答弁を聞きながら質疑を行いたいと思います。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 藤本議員の二つの御質問のうち、1番目の「おでかけ号について」の御  
質問は私からお答えし、2番目の「移動販売の誘致について」の御質問は、民生部長に  
答弁をさせます。

平成25年に本格運行を開始した生活福祉交通「おでかけ号」でございますが、年間7、  
500人程度の御利用をいただいているところでございます。午前中に運行しておりま  
す3便につきましては、利用者の増加傾向が続いておりますが、午後の便につきましては  
減少傾向にあり、最終便の利用者割合は、第1便の約22%にとどまっております。

こうした利用実態を踏まえ、「おでかけ号」の運行体制、運行内容、利便性向上など  
を、検証検討いただくため設置しております生活福祉交通協議会へ諮り、今年4月から  
試験運行を実施することといたしております。今回の試験運行は、利用者の多い午前中  
に1便増加し、逆に利用者の少ない最終便を1便減らすダイヤで行いたいと考えており  
ます。現在9時の始発便を8時出発とし、既に定着しております9時以降の便について  
は現行どおりのダイヤ運行とし、最終便を減らすというものでございます。

試験運行を実施することで、運行見直しの判断材料を収集し、より利便性の高い「お  
でかけ号」の運行につなげていくこととしております。

以上でございます。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 藤本議員の2番目の「移動販売の誘致について」の御質問に、お答えします。

現在、町内には複数のスーパーマーケットや小売店がありますが、ほとんどの店が町の中心部や幹線道路に面した場所に位置しており、買い物に行く手段がなく困っている住民への支援が必要であることは認識しております。

高齢者の日常生活を支援する上で、買い物等の生活支援体制を整えることは重要であり、平成25・26年度に、商工会の協力を得て、食品や日用品の配達などを行っている事業所の情報を集約した「くまの暮らし応援手帖」を作成し、全戸配布をしておりますが、十分な活用には至っておりません。

また、直接、商品を見て購入ができる移動販売ですが、買い物に行けない高齢者の増加や、地域によっては店舗の撤退が進んでいることなどから全国的に需要が高まっております。

熊野町でも、現在、町が把握している限り、2つの事業所による移動販売が稼働しており、多くの高齢者が利用されております。町としましては、高齢者の生活支援サービスの一つとして住民へ情報提供しておりますが、今後も民間事業者と連携し、高齢者の生活支援体制を充実させてまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） ありがとうございます。

それでは、1問目の「おでかけ号」について質問を行いたいと思います。

まず、先日の全員協議会では、乗客アンケートなどをもとに変更がなされたことと執行部に聞かせていただきましたし、また、今、町長もそのようにおっしゃいましたが、そこで全員協議会終了後、実際に乗車利用される方に聞き取りを若干させていただきました。

新設になる第1便、8時台の時間帯は、家事を済ませてから出かけるとしては早過ぎ

ると、逆に。やはり今の9時台が乗りたいものであると。何せ8時台のに乗ってそのまま目的地に着いても、お店や病院があいてない場合も、待たねばいけない場合もあるということで、利用される住民のための試験運行、時間変更も改善と感じられてないところも多数ではないんですけど、そういう御意見もあるということですよ。

そこで、再確認ですが、アンケートの内容とアンケートの回収率、回収数などを聞かせていただければと思います。

~~~~~

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西岡） 今回の試験運行実施に向けまして、生活福祉交通協議会のほうに諮って、今回の実施体制を決定したくだけがございませう。住民に対してのアンケートは、直接は今回行っておりませう。今後3月中に最終便を御利用いただいておりますお客様に対しまして、聞き取り調査、アンケートを行い、4月からは御利用される皆様にアンケートを引き続き行うということでございませう、日報等の利用者数を確認した上で今回の運行計画を立てたものでございませう。

以上でございませう。

~~~~~

議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） 失礼いたしました。アンケートではないわけですね。なら、なおのことおかしいところがあるわけですが、実際に乗車される町民の方々は、現在9時の1便に乗ろうとして並ぶわけなんですけど、こちらから出て皇帝ハイツまでその車が着くまでに現状、満車になることが多いと。それで、何度も満車になっているので、皇帝ハイツの方々はあえて1便を避けて2便にしているわけなんですよ。だから、乗務員さんからの報告は間違っはおりませうけど、実際には町民のほうに配慮して9時のに乗らないようにしているということなんです。

そういうことは、もちろんそれで生活をなされているんで問題ないかなと思うんですけど、やはり9時の便が乗りたいんだと、9時の便に乗りたいたんだと。だけど、乗れないから次の11時の便にしているんだと、このことはわかってらっしゃいますか。

~~~~~

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 1便をあえて乗客の方が多いということで2便を御利用いただいているという御意見は何っております。今回の計画でございますが、8時便を出発するというところで想定しておりますのは、病院受付は8時から開始という病院が多うございます。そういうこともございまして、8時出発で早目に予約をとられる方もいらっしゃるのではないかということで8時出発を始発便として試験運行をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） その形で試験運行でございますので、この試験運行の結果を見ながらまだ考えていかなければいけないとは思いますが、「おでかけ号」は私が最初にお尋ねしたとき、10年間は続けるよということで今5年が経過しようとしてるわけですが、今後10年目先、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいなと思います。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 今後の計画ということでございます。町長は事務的にもお話をしている内容の中で、10年間はどうしてもこれはやっていきたいというのは当然申し出ておりました。ただ、10年でやめるという形ではなくて、10年以降もできる限り、熊野町の実態の中で交通弱者という形のものなんかもございますので、そういった形の中に即した行政のほうの運営をしていきたいということを思っておりますので、それ以降も運行するというのは当然でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） ありがとうございました。

じゃ、10年以上続くということですね。それはそうなんですよね、実際に団塊の世代の方があと5年たったときに何歳になられるか。10年たったときにどうなのかと。今の免許制度でいけば、ある年齢になったら試験が難しくなって、記憶力がどうであるかとか、そんなことでチェックされて、必然的に免許の返納というのは出てくるわけなんです。

熊野町にしても、昭和50年代からいろんなところが造成されて、団塊の世代になれるであろうという方がどんどん流入してきて、その当時はよかったです。8,000人が9,000人、9,000人が1万何がし、2万何がしとふえてきて、そのかわり、その方々があと10年すれば間違いなしに、足というか交通の便がないと動けない状況になるわけなんです。そこまで考えて、10年先、15年先、20年先まで、じゃ、この経費をどのような形で補っていくのか、そこまで考えられて、もちろんやってらっしゃると思いますが、その一端を述べていただければと思います。

議長（山吹） 内田副町長。

副町長（内田） 現時点では、この財源は地域福祉基金、これに活用してるということがございます。この地域福祉基金は、もともと国のほうからいただいたものではございますが、その後におきまして、その活用についてはほとんどしてなかったというものを含んで、こちらのほうに充当していっているということがございます。

ただ、将来的にずっとやっていきますと、当然のことながら、これは枯渇してしまうということがございますので、計画的に今後は地域福祉基金のほうも積み立てをしていかなければいけないものと考えております。そうした形の中で、継続的な事業に展開していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） 先ほど町長がおっしゃられた施政方針の中で出てました第5次総合計画の中で、住民ニーズに応える、交通の安全と利便性の確保というふうにあります。そこからいえば、そこまで予算も経費も基金がなくならないような形で考えていただけ

るんじゃないかと思いますが。

それとはまた別に、2月24日に呉地の老人集会所で個人的に議員の責務として町政議会に関する報告会を行いました。その報告会が始まる前に、一部のお客様というか住民の方から9時代のバスに乗れないのでという話がありました。これ繰り返しになりますけど、このことは本当に何度も同じことを言ってるような気がするんです、この一般質問で。

先ほどから申しましたように、これからもどんどん高齢化が進んでくるのは当たり前のことなんですが、ここで私も知らなかったんですけど、ジャンボタクシーというのは長さが決まって、横幅もきまつてる中で、その車は運転手を含めて10名乗りなんですけど、実は同じサイズで14名乗りがあるということをついこの間、知ったんです。できればその14名乗りを導入することは考えられないだろうかというところで提案したいところなんでございますが、どうでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

~~~~~

地域振興課長（西岡） 14人乗りジャンボタクシーとなりますと、11人以上ということで一般貸し切り旅客自動車運送業の資格が必要になってまいります。このためにはタクシー事業者さんのほうと協議を行いまして取得いただくということが必要になってまいります。今回、試験運行等を実施させていただいた上で、実際に14人乗りタクシーが必要なのかどうかということも判断させていただければと思っております。

~~~~~

議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） おっしゃるとおりで、このジャンボタクシーを同じサイズでありながら14名にしたことによって、登録がミニバスという形になります。そうすると、何が困るんかといいますと、別にミニバス登録になっても住民は困りません。要は、運送事業者が困るわけではないんですけど、手続変更等々がかかわってきて大変かなと思うんですが、これから先、10年、15年、20年続くかもわかりません。さらに続くかもわかりません。

そうした中で、毎年一千何百万というお金がタクシー事業者にわたるわけですので、

10年で考えれば1億何千万ですよ。このタクシー14名乗りと10名乗りの現車、ごめんなさい下世話な話ですけど、現車の値段というのは10万しか変わらないんです。10名乗りが350万、14名乗りが360万、10万しか変わらないんですよ、現車は。もちろん、いろんな附属品をつければそんな値段ではタクシーというのはいかないのはわかってますけど、現車単体で見れば10万しか変わらないんです。14名乗りになったからって、若干、席の間隔が狭いかなということで、でも短時間の移動であれば、住民の皆様は少々のご不便は我慢というか、あれちょっと狭くなったかなという程度で、何も気にせずに、今回から14名乗りになるんだ。今までよりも3人はたくさん乗れるんじゃないかということになるかと思うんですよ。

そこらあたりは、やはり運送事業者さんに負担はかけるかもわかりませんが、それが10年先、15年先、20年先まで担保されるということであれば、私は相談に乗るんではないかなと思うんですが、どうですか。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） タクシー事業者さんのほうには御相談、協議はさせていただきたいと思いますが、許可条件の一つに、営業区域ごとに3台以上車両を保持することというようなことがございますので、そこら辺もクリアできるかどうか慎重に検討させていただければと思っております。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） ごめんなさい、1社は貸し切りバスでどんどん5台、6台持ってやってらっしゃいますよね、たしか。会社名は言いませんけど。そこは何ともなしに引き受けるんじゃないかなという気がします。

ただ、その中で何社かのタクシー会社に聞いてみました。全国にも10名乗りのミニバスというのは走ってます。貸し切りでやっています。そうした運送事業者と話してみました。そしたら、向こうが言ったことは、町が10名乗りを買ってくださいと。そして、業務委託でやるという案もあるんじゃないでしょうかということをおっしゃられました。いやいや、町がそういうものを持つのはやはり無駄ではないかなとか、いろいろ

る考えはしたんですけど、これから先、10年、15年、20年先までそれを考えるのであれば、それもいいのかなど。

もし、そちらに反問権があったとしたら、恐らく聞かれるでしょう。じゃ、故障したらどうするんかと。1台しか買ってないのが故障したらどうするんかと。じゃ、車検のときはどうするんかという反問権があるかなということも想定しながら、この話はしておりますが、当然、早目に告知して10名乗りのジャンボタクシーを急遽仕立てれば、それで済むことですのでとか言いながら、いつも反問権がもしあったらどうなんかなと思いつつ、自分の一般質問を考えておりますが。

14名乗りのミニバス登録になるかもわかりませんが、それを町で買って、それを業務委託でということも、これからは考えられるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~

副町長（内田） 確かにそういった形の考え方もあろうと思います。ただ、いろんな形の中で、今現在、町内に3つのタクシー事業者さんがおいでになられまして、そのうちの2業者さんが現在、協力をいただいております。今のところ、それぞれ持っていらっしゃる現有の車で対応はできるということで運行もしていただいております。ところがございまして、その中を今度は町のほうが自動車を提供するからということになってきますと、また、新たに全事業者のほうへ確認を行ってくるという形も含んで、実際にどういう形がいいのかなということを十分に検討させてもらった後に、また詳しいお答えのほうをさせていただきたいなと思っております。

やはり検討はいろんな形でしていかなきゃいけないと思いますので、今回いただいた御質問につきましては、十分に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） 検討という形で終わってもらってもいいんですけど、ずっと続けて質問しますよ、これ。だって、どんどんどんどん高齢者ふえるんですし、かく言う私も1

0年したら、ひょっとしたら免許返納しているかもわかりません。そんなときにはやっぱり「おでかけ号」を頼りにしたいと思いますから。

「おでかけ号」のことをもっともっと話したいんですけど、残り37分になりましたんで、次の話に戻りたいと思います。

高齢者の方が町内の商店やスーパーなどに買い物に行く際の移動手段がなくなりつつあるといふところなんですが、これは高齢化率でいえば、そちらのほうから調べていただいたんですが、熊野町の全体的な高齢化率よりも何よりも、地区の中での高齢化率でいえば、何と柿迫が一番高いんです。その次が中溝、そして、その次が皇帝ハイツなんです。3番目なんです。

でも、柿迫は高齢化の率が高くても、近所にはドラッグストアやスーパーやいろんなものが歩いて行ける距離にあります。中溝も当然、旧来からの商店があります。減ってきてはおりますけどね、町長は首を振られています。でも、皇帝ハイツの中には何も無いわけじゃないですけど、一つあります。でも、それは本当にもう少し充実していただきたいところなんですが、なかなか難しいところがあって、皇帝ハイツの方々あたりは、一番近くでセブンイレブンかなと。結構、歩いて行って、商店名は出さんほうがいいのかな、そういう形のもので結構、皇帝ハイツは買い物に困るだろうと、困るのが目に見えていると。

何でこんなことを言うかいうと、やっぱり80近いおじいさんが自転車で買い物に行かれて、帰ってこられるときは自転車を押して帰ってこられる実態、そういうのを毎日のごとく目の当たりにしておりましたら、これ何とかせんといけん。何とかしてあげたいというふうに考えるわけです。

そこで、「おでかけ号」もあるわけなんです、それ以外に移動販売というか、買物を何とか楽にできないのかなということで、先ほどから言ってるわけなんです、買物の手帳があるとかいろいろなことをおっしゃってますけど、私自身はできれば町が既存のスーパーさんとかとお話し合いをしていただいて、買物のための送迎を提案していただけないものだろうかと思うんですが、なかなか官が民にそういうことをお願いするということは難しいところもあるのかなとは思うんですけど、実際に10年先、15年先を本当に考えてみてください。どうやって買い物しますか。特に、皇帝ハイツ。皇帝ハイツだけのことを言っただけとはいけないかと思いますが、とは申しまして、あそこにはやっぱり800人、900人、1,000人の人が住んでますから、熊野町の

何%かが住んでいるんで、何とかそこだけでもお助けできないなということなんです、  
そういうスーパーなり商店からの送迎バスのことは考えられないんでしょうか。どうで  
しょうか。

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

高齢者支援課長（加島） 町内のスーパーで無料のバスをという御質問でございますけ  
ど、県内であれば、成功しているのが高陽ニュータウン、フジグランがございまして、  
フジグランが送迎のバスを実際に運行させております。成功しているというのも、一月  
当たり、利用者が非常に多いということがあります。ちょっとお聞きしましたら、一月  
当たり延べ4,000人で、1日当たりになると130人ぐらいの方が利用されている  
ということと、あと、そのバスが22人乗りのバスを利用されておりますが、併設をし  
ていたスイミングスクールが閉鎖になったということで、バスを無料で譲渡されて、そ  
れを使うことができたということで、毎日3ルート、各ルート5便ずつの計15便を今  
現在、運行されているということがございます。

熊野町の場合、立地条件からいたしましても、フジグランがされてるということもあ  
りますので、町内にフジがございまして、ちょっと尋ねてはみました。ただ、やはり結  
構、町内にはほかのスーパーもあつたりしまして、到底無料のバスを動かしても採算が  
合わないだろうということで、難しいですというお返事ではございましたが、いま議員  
から、確かに、今後高齢者がふえてまいりまして、1番は、やはり日常生活で困るのは  
通院、買い物でございます。

先ほど部長が答弁いたしました、町内に今、移動販売車が2事業者入ってらっしゃ  
いまして、1つは軽自動車、各御自宅のほうに出向かれて、町内で約80人余りの  
高齢者が利用されているという実績もございまして、できればそういう移動販売車と、  
あとは余り活用はされておられません、町でつくっておりますお店の情報を集約したも  
のなどを活用しながら、そういうことで支援策を考えていったらどうかなというふうに  
考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） ありがとうございます。一般質問が上がった時点でお調べいただいたかなと思いますが、ありがとうございました。

数年前、広電スーパーさんが団地のほうへ自社の路線バスの古くなったものを改造して、買い物バスとして、移動販売として運行を始めておられました。これがやっぱり600品目ぐらい載せて、結構な品数を載せてます。もともとが広電スーパーなもんですから、新鮮なものとか、そんなものも載せてますので、私が思うには、うちも広電路線バスが走ってるんで、もともとひろでんもありましたんで、その600品目以上載せてある移動車両の誘致というのは考えられないのかなと。

要は、買い物に行くんでなく、広電スーパーさんに来ていただいて、それを移動販売としてできないのかなというところなんですけど、どうでしょうか。

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

高齢者支援課長（加島） 広電バスの買い物ですね、平成25年8月ぐらいから開始をされているというふうにお聞きしております。広電の大型バスを改造して、中に冷蔵庫、冷凍庫、皆完備をされておまして、ちょっと調べたところでは、現在、県内で3地区ですかね、湯来町のほうの杉並台団地、あと四季が丘とか阿品台団地のあたりで、それぞれ週3回とか週1回、3時間から5時間程度、そこにとまって御利用者がいらっしゃるということで、最初に杉並台団地は、これは団地が誘致をしているというふうにお聞きしました。その大きなスーパーが撤退したことに伴って、お店がなくなった。それでどうしようかということで、8つの町内会があったらしいんですけど、その町内会の会長さんたちが集まって、スーパーを誘致したいということで10社ぐらい当たられたけど、みんな断られて、そうしているところに広電の移動販売車の話があって、それでマッチングをされたということでした。

やはり誘致はしても、採算だと思われれます。現在、杉並台団地は1日当たり150人程度御利用されているということと、後はバスですので、バスを置いておく場所というのが非常に必要になります。どこでも、家の庭先というわけにはもちろんいきませんので、そういうことと、あとはこの3つのところは町内会と広電ストアさんが随時協議をされて、住民のアンケート調査をとられたりして、ニーズ調査をして町内会と広電スト

アのほう協議をされながら、よりよいものにされているというふうにお聞きをしております。

熊野町の場合、広電バスを誘致してどこにとめるかとなると、とめたところに、また遠方から歩いて行かなきゃいけないというような課題も出てくるかとは思いますが、大きなバスの移動販売車を誘致というよりは小型で小回りのきくほうが、それとしっかり連携をとったほうがどうなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） いや、ほんとありがとうございます。よく調べいただいて、私の言うことがなくなります。

確かに杉並台の団地で毎週火木土の午前11時から午後4時の間に巡回を始めているというところ、さらにはそういう町内会云々とか、よく調べていただきました。ありがとうございます。

それでは、話が見やすいです。東北の秋田県横手市の山間地で、高齢者の買い物支援で始まった無料送迎バスがあります。これも恐らく調べられているかなと思いますが、このやり方が、先ほど言ったように地域の共助組織が地元にあったスーパーが閉まって困ったなというところで、ジャンボワゴンというんですか、ワゴン車を利用して地域の共助組織が買い物に行こうじゃないかと。困っている人を連れていこうじゃないかということでやってたんですけど、実証試験をやった後、やはり費用とか労力は自分たちだけではできない、困るというところで、地域のそこでスーパーを運営している会社に相談をしたわけなんです。

そうしたことによって、そのスーパーのほうから、じゃ、ワゴン車でよければ続けましょうということで、続けられて、今もってそれをやっておられます。共助組織というのはもともとは何かといえば、横手市の共助組織、このやり方が実は総務省から表彰されてるんです、何年か前に。このやり方がすばらしいということで。

これ、地域創生の一環のものなんですよ。地域創生で表彰されているようなところなんですよ。あ、地方創生ですね。私、地域創生で言いたかったのは、地方創生というのは国がこれから先、考えられるだろう高齢化とか、そこらあたりを考えて、あんたたちで

考えなさいよと言うていのいい押しつけのような形のものが地方創生ではなかろうかと。

私は地方創生というのは使いたくないんですけど、地域創生ということで、自分たちの地域は自分たちでつくりたい。そして、地方創生の中でうたわれている、一つあるんですけど、地方創生の中でふるさと納税も地方創生の中の1つなんです。この地方創生の中にせっかくふるさと納税がうたわれているのであれば、このふるさと納税を使って、例えば「おでかけ号」の充実に使う、例えば基金積み立てに使う、もしくは買い物困窮者のための移動手段を考える。

フジさん1社では無理かもわかりません。考え方を変えましょうよ。1社じゃなくって、例えば熊野町にある運送会社に対して、きょうはAコープさん、月曜日、火曜日フジさん、水曜日藤三さんという形で、1社が買い物バスを引き受けました。月曜日はAコープさんのバスです。火曜日はどここのバスですという形でいけば、1社で1週間で賄わなくていいじゃないですか。

そのたんにスーパーさんは、きょうは買い物バスが来るからこれを特売にしよう。じゃ、火曜日はきのうどこどこさんが特売やっていたからうちも特売にしよう。ということを考えれば、そういう提案をしてはどうですか。官が民に対してそういうことを言うのはおかしいかもわかりませんが、でも、そういう形で買い物に将来困るであろうということを想定すれば、そういう考え方を提案してあげたらどうですか。難しいですか。

でも、先ほどの横手市なんてそうなんですよね。明らかに官と民が協働で考えてやっ  
てるんですよ。だから、総務省から表彰されたんですね、横手市。どうですか。

~~~~~  
議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~  
副町長（内田） 県外の事例を御説明いただきました。はっきり申しまして、県外の事例は私自身、よく承知しておりませんでした。実際に高齢化が進んでいって買い物が困難な形になってくるといことも含んで、実際に先進事例、いい形のものをいろんな形の中で検討させてもらいながら検討させてもらうという形を今後考えていきたいなと思います。

現状、ちょっとまたそのこのまちと熊野町のまちを比較しながらということも考えてい  
かなきゃいけないと思いますが、実際的に熊野町はまちの中でそれがマッチすれば、そ

ういう形の取り入れはできるかとも思いますが、十分に検討させていただきたいなと思っています。

以上です。

議長（山吹） 藤本議員。

11番（藤本） ここで頑張ってやりますというふうに言ってもらえるわけもないんで、これは考えていただかなきゃいけないけど、ただ、本当に考え方は、私は商売人ですからそんなことを考えるんですけど、実際に自分がバス会社を運行してたとしたら、各スーパーさんに言って買い物バス出しましょうやと。きょうはあなたの会社、きょうはあなたの会社という形で、各事業者集まっていたら、費用はこれぐらいでできるんだよということで提案しても本当はいいんじゃないかと。もうそろそろ官と民という端境をやめて、官が民に近寄ってあげる。民は喜んでそれを迎え入れるという形ができるんじゃないかなと思います。

何せ、第5次熊野総合計画は、あと平成32年に終わってしまうわけですが、ここから先もまた第6次ができるわけですけど、6次の中にはそういうお年寄りに対する思いやりというか、そういうところをもっと深く追求して困ることのような形を考えていただきたい。

それから、先ほどから言いますように、地方創生の中でふるさと納税がうたわれています。ふるさと納税を文言として募集する内容の文言の中に、地域を活性化するために買い物バスを誘致しますとか、そういう文言を入れて、堂々とふるさと納税を買い物困窮者の方、それから「おでかけ号」の充実、そういうものに使っていただきたいなと、このように思うわけですが、済みません、町長。反論じゃなくて同調する意見があったらどうぞ申してください。

議長（山吹） 町長。

町長（三村） きょうは大変貴重な意見をいただきました。スーパーが研究して一つの車を動かすということなんですけど、ただ、日がわりでやると、スーパーはまずやらないと思います。商品構成が違いますんで、車が変わるたびに商品を1日ごとに変えるとい

うのはまず不可能だと思うんですが、それは期間の問題であります。そういったことを考えていきたいと思います。

それから、14人乗りのジャンボタクシー、これは私知りませんでした。今後、まだ長いスパンですが、これは検討していきたいなと思っております。ただ、幅がちょっと広がるんじゃないかと思うので、幅が広がった場合に、例えば皇帝ハイツ付近はいいんですが、中溝、城之堀線、あそこら辺はちょっと厳しいんですね。そこら辺も踏まえて、ジャンボタクシーが非常に検討していきたいと思っております。

また、将来的には官民とかおっしゃられたんですが、私はタクシー会社は民間であります。公共目的のためには、自動車を取得されるんなら助成ということも考えていいんじゃないかという気を持っています。全く民だから何も公が支援したり、補助してはいけないという風潮ではないので。今ね、全国が。

そういった観点で、公共の大事な足の確保のためなら、将来的には自動車の買いかえとか、それから以前からおっしゃられているステップ、足の不自由な方がふえてますんで、ステップの取り付け補助とか、こういったことも考えてまいりますんで、まずはこの4月から8時にスタートさせますので、皇帝ハイツにおきましても、医者に行かれる方が今までの9時台を利用される方は病院にかかれる方もあったと思うんです。その方が8時に行っていたら、9時台は今までのように混まんのではないかということを考えておりますので、少なくとも、3カ月の試験運行、結果を見て判断させていただきたいと思います。

以上、今後検討してまいりますんで、以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~

11番（藤本） ありがとうございました。

せっかくいろいろとお話しただいて、本当に感謝しておりますが、私が申しました14名乗りは長さも幅も一緒です。今の10名乗りと。今の10名乗りの後ろを見てください。結構、荷室があるんです。その荷室に4席並べるんで、幅も長さも一緒でございます。だから、入れやすいんです。

それと、「おでかけ号」に関しては、町長が町長になられて初めて取り組んでこられた。僕、町民に一番直結している本当にすばらしい事業だと思っております。本当に直

結しています。一人一人に直結しているんで。これが町長の御英断というか、思いでできたということは本当に「おでかけ号」町長の手柄だなということですのでごく評価しております。

さっき申しました、ちょっと言い方わるかったです。例えば私がバス会社であったら、きょうはAコープさんのバスとして送迎をします。火曜日は、藤三さんのバスとして運行します。水曜日はどこのバスとして運行しますということで、送迎のための話をしておりまして、移動販売は移動販売でまた誘致をどんどんお願いして、じゃなくって、私の言いたかったことは、1つのバス会社が、きょうは藤三さん、きょうはAコープさん、きょうはフジさんという形で、それで運行していけば、週6日間動いたとしても3社がやれば2日間ずつの費用負担で済む。

運行責任はバス会社が持つという形をとれば、365日、藤三さんがバスを抱えるわけでもないし、Aコープが抱えるわけでもないわけです。業者が多ければ多いだけ、そういう形がとれる。私は、Aコープファンだから乗るよとか、私はフジが好きだから、この日に乗るよという形をとっていけば、だから、各スーパーさんに来ていただいて、こういう提案をしたいんだけど、どうだろうかという形をやってもらおうと。これ、どこもまだやってないと思うんで、できればさっきの秋田県の横手市じゃないけど、先進事例になるような形で官が民に対してそういう形を提案してやったと。官がやるのが難しいのであれば、先ほどからありますように、横手市のような共助組織、自治会を使ってそういう組織づくりをして、買い物バスのためのものを考えると、こんな考え方ができたらいいかなと。

このことは、どうやったって10年先、15年先、本当に見据えないけんです。そのためには、ふるさと納税の有効利用というのは絶対に必要だと。それから、きょう長々と話してますけど、まだ13分残ってますけど、そろそろやめようかなと思いますけど、とりあえず「おでかけ号」の充実、増便、もしくは14名乗りの導入、それから、買い物バス、買い物困窮者に対する手当、この2つ。

最後になりますが、ふるさと納税の上手な使い方、これを次回も聞きたいと思いますので、私が聞いたときにさらにいい話を聞かせていただけるようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

（休憩10時57分）

（再開11時10分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、民法議員の発言を許します。民法議員。

~~~~~

8番（民法） 皆さん、おはようございます。8番、民法でございます。

今回、通告書に基づきまして、2点ほど御質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、ICT教育の推進についてお尋ねします。

今年度から、本町において小・中学校に電子黒板、またはタブレット端末を配置し、ICT教育を推進されてはいますが、導入されてから現在の各学校におけるその活用状況及び今後の整備計画についてお聞きいたします。

2点目、健康ポイント制度の導入についてでございます。

本町においても高齢化が進行し、町民の3分の1が高齢者という状況になっています。町民が年齢を重ねても、楽しみながら健康づくりに取り組むことができるよう、健康ポイント制度の導入を検討してはどうかと町長の考えを聞かせてください。

以上、2点について答弁のほどよろしく申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の2つの御質問、「ICT教育の推進について」と「健康ポイント制度の導入について」の御質問にお答えいたします。

1番目の「ICT教育の推進について」でございますが、学校におけるICT環境の整備につきましては、子供たちが授業の中でICT機器を効果的に活用し、学力向上につなげていくことを目的に、本年度からおおむね3年間で小・中学校6校に、各年度各校100万円程度で電子黒板、またはタブレット端末等を整備していく方針としております。

初年度は、熊野第二小学校に電子黒板、また他の5校にはタブレット端末を整備して各学校の授業で活用しており、私もこれまで授業参観に行き、学習状況を確認したところでございます。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

次に、2番目の御質問「健康ポイント制度の導入」についてお答えします。

自分自身の健康管理や主体的な健康づくり、介護予防活動事業への参加によりポイントがたまり、ためたポイントにより特典が付与される取り組みが、各県単位や市町村を超えた広域あるいは各市町村単位で行われております。

このような取り組みは、住民の皆様が健康づくり活動に、お得に、楽しく、無理なく取り組むきっかけづくりとして有効な方法であると考えております。

現在、町では広島県が進めている、ひろしまヘルスケアポイント事業に参加し、町民の健康づくり事業等への参加促進を図っているところでございます。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~  
教育部長（民法） 民法議員の1番目の「ICT教育の推進について」の御質問に詳細にお答えします。

小・中学校6校には、それぞれ各学校の要望を確認した上で、本年度9月にICT機器を配備いたしました。熊野第二小学校には、70インチの電子黒板1台をイングリッシュルームに設置し、外国語活動を初めとした各教科での活用を図っています。

また、この電子黒板の導入にあわせて算数のデジタル教科書を購入し、さらなる活用範囲を広げています。

また、他の小・中学校5校には、タブレット端末を10台ずつ配備しまして、各教室に設置しています42型のテレビを活用して、子供たちが主体的に学習する班単位での授業あるいは動画を撮影して、体育の授業で活用するなどしています。

授業の中でICTを効果的に活用し、わかりやすく深まる授業を行うことで、子供たちの学力向上につながるものと期待しています。

今後の整備計画につきましては、本年度を含む3年間でICT機器の整備を進め、最終的には、町内どこの小学校、中学校で学んでも同じICT教育が受けられるようIC

Ｔ教育の充実に向けた環境整備並びに授業革新を推進してまいります。

以上でございます。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 民法議員の２番目の「健康ポイント制度の導入について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

本町では、特定健康診査やがん検診の受診、運動・バランスのとれた食事など、住民みずから健康づくりに向けた取り組みを支援するため、健康づくりにインセンティブが働く仕組みとして、健康診断の受診や健康イベントへの参加等でポイントがたまり、特典を受けられる、ひろしまヘルスケアポイント事業を広島県と協働で実施しております。

参加資格は１８歳以上の住民とし、広島県医師会が整備を進めている医療情報ネットワークに登録を行い、その後、健康づくり事業への参加等によりポイントを獲得。ポイントをためて特典を受けるといったものでございます。

平成３０年２月１日現在、町内の登録者は２１名となっており、町の実施する事業では、健康まつりやノルディックウォーキング大会への参加、住民健診の受診等についてポイントの付与対象としております。

今後は、事業の周知を図り、多くの方に事業への参加を促進し、またポイントを付与できる町内での実施事業をふやしてまいりたいと考えております。

なお、本町独自の取り組みといたしまして、介護予防・ボランティアポイント事業を次年度から開始することとしております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

８番（民法） ありがとうございます。

まず、初めに、ＩＣＴ教育の推進についてでございますが、お伺いしたいのですが、学校には電子黒板１台またはタブレットが学校に１０台ずつ配置されたということですが、タブレットについては児童・生徒１人１台に与えられる状況ではないようですが、

実際にどのような状況で使われているのか、お聞きいたします。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） まず、タブレットでございますが、タブレットはそれぞれ授業によって活用方法等はさまざまでございます。先生用タブレットのみで使用したり、あるいは10台あるタブレットを班活動で使用するなどといった使い方をしております。また、電子黒板につきましては、先ほどございましたように、重さの関係等がございまして、移動が難しいということで1つの教室に常設という形で使用している状況です。

実際の活用でございますが、タブレットは学習教材や児童・生徒のノートあるいは写真などを教室備えつけのモニターのほうに映しまして、その画面を拡大したりとか、あるいは縮小したり、また、タブレット端末への書き込みなどをすることによって児童・生徒の関心を高める。そして、わかりやすい説明をしていくといったような使い方をしているという状況でございます。

また、タブレットにつきましては、大変移動が容易であるといったようなことから、各教室でありますとか体育館あるいは屋外等でも使っているという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） わかりました。

次に、その活用につきましては、全ての先生方が活用できているのか、また、それによる先生の負担というものがふえたといったようなことはないのか、お聞きいたします。

~~~~~

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~

教育部次長（横山） 今の現状で申し上げますと、まだ、各学校10台ずつのタブレットが配置されているという状況でございまして、一部の先生しか活用されていないというのが現状であろうかと思っております。デジタル機器の使用について、やはり戸惑う先生方がいらっしゃるというのも現実かと思っております。

しかし、中には、作成した教材でありますとか、そういったものをタブレットのほうに取り込みまして授業使うなどし、今までのアナログ教材を作成する負担を軽減しているという先生方も中にはいらっしゃいます。

議員御指摘のように、ICT機器を導入したということが、先生方の負担になるということがあってはいけません。こうした中で、先生方が、まず無理をせず、みずからが使える範囲の中で、そして、徐々になれていっていただきながら負担軽減になり、そして、それが本来の目的であります児童・生徒のための有効活用になっていくということを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 次に、お聞きいたします。

現在、使用されている先生はまだ一部ということでございますが、これより多くの先生方に活用していただき、導入した機器を有効活用するには、例えば先生方の研修を行うなど、フォローなどはお考えなのか、お聞きいたします。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） せっかく導入させていただきましたこれらの機械でございます。より多くの先生方に使っていただくためにも、何らかのフォローが必要になってくるのではなからうかというふうに考えております。

まずは、みずからの学校の中で実際にタブレット等を使っておられる先生の授業を実際に見てもらう。そして、また既に活用されている先生方を中心に、校内研修を行うなどしながら学校全体でそういった活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、場合によりましては、やはりICTの支援員あるいは外部講師等を活用しているという自治体もあるように聞いております。今後の使用状況等によりましては、そういったものも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） では、次にお尋ねいたしますが、実際に活用されているのはどのような教科で活用されているのか、全ての教科で活用されているのか。また、どのような効果が期待できるのか、お聞きいたします。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） 電子黒板、タブレットともに、いずれの教科におきましても活用できるものでございますけども、電子黒板が配置されております第二小学校のほうでは、外国語活動や先ほどもありましたこの電子黒板の整備とあわせて、算数のデジタル教科書というものを導入しております。こういったものでの活用が多いという状況でございます。

タブレットの配置校では、体育でありますとか、あるいは理科、社会などでの活用が多いという状況でございます。

また、効果といたしましては、使用方法等でさまざまな効果が上がってくるということで期待はしているところでありますが、いずれの機器にいたしましても、視覚的によりわかりやすく、そして児童・生徒の興味、関心を高めるということから、授業の内容の理解や習熟度が高まっていくのではなかろうかということを期待しております。電子黒板、タブレットともに、そういった面での期待をしているということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ところで、今年度、各校のメディアルームのパソコンを更新されたということをお伺っておりますが、そちらの活用はどのようになっているのか、このたび、このメディアルームのパソコン更新とタブレット導入ということで、その活用方法のすみ分けはどうなっているのか、お聞かせください。

議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~  
教育部次長（横山） まず、メディアルームには中学校のほうでは1人に1台、小学校では2人に1台のパソコンが整備されているところです。メディアルームのパソコンにつきましては学習指導要領の中で、小学校では情報手段になれ親しみ、コンピューターで文字を入力するなどの基本的操作や情報モラルを学び、中学校では情報モラルを身につけ、情報手段を主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実し、視覚的教材や教育機器などの適切な活用を図ることとなっております。

また、こうした中でプログラミングなどの授業というものもあわせて行っているところでございます。

まず、タブレットでは、このパソコンと同じようなプログラミングの作成でありますとか、ワードなどといったものが使えないということがございます。また、タブレットにつきましては、先ほどもありました移動が容易であるといったようなことや、またカメラ機能なども有しております。そうしたことで、今メディアルームにありますパソコンとは別の機能を有しているということで、その使用方法とは異なっているということがいえようかと思えます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 民法議員。

~~~~~  
8番（民法） 将来的には1人1台というタブレットの整備を考えてあるのか、また、仮にそこまで整備を行うとすると、どの程度の費用がかかるのか、お聞きいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~  
教育部次長（横山） 他の自治体では、1人に1台のタブレット端末を整備しているという自治体もあるようでございますが、熊野町の場合で申しますと、児童・生徒が約2,000人という状況でございます。全児童・生徒へのタブレットの整備ということになりますと、これに伴いまして整備するべきであろうネット環境の整備、これらも含めて考えますと、やはり億単位の費用が必要になってくるのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

しかしながら、これからICT教育、ICT機器の活用というのはどんどん進んでいくものであるということから、やはり今後、国からの補助金等でありませうとか、そういった有利な財源等が示されることも視野に入れて、今後の動向等に注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 民法議員。

~~~~~

8番（民法） 最後に、町長にお聞きしたいんですが、このようなICT環境を整備、推進、本当に学力向上につながるのかということについて、例えば1人に1台といったようなことを含め、今後どこまで整備をしていくのかというお考えをお聞きしたいと思います。

私も学校のほうへ聞いてみましたら、今は4人か5人のグループで1台のタブレットを使っているようでございますが、使いこなせる子は一生懸命やるけど、興味のない子は全く手をつけないといったようなことを聞きました。タブレットも4人に1台、5人に1台ですか、落としたりすると壊れやすい、もちろんそういったことも含めて大事に使ってもらうことも大事かと思うんですが、町長はどのようにお思いですか。

~~~~~

議長（山吹） 町長。

~~~~~

町長（三村） ICTを今年度から導入しているわけでございますが、ICT機器を導入することで学力が即上がるかということ、そういうことはございません。ただ、今後、子供たちが文科省も含めて、恐らくICTの機器を使った授業とかというのが、今は全く任意でやっておられますが、多かれ少なかれそういう時代が来るんだろうと思うとります。

熊野町の学力は、現在非常にいいところにあります。中学生でいえば4年間、文部科学省あるいは県教委の調査はトップでございますが、このままICTを導入せずにやっていくのも、それは学力維持の面ではいいんですが、やはりそういう観点のものを入れていくことも考えていかなければならないと考えております。

そして、メディアルームの話が出ましたが、メディアルームのパソコンはパソコンを

使いこなすことが目的でありまして、御存じのように、彼らが社会人になったときにパソコンが使えません、あるいはタブレットが使えないという子供は社会人になったら非常に不利になる時代になっております。

だから、メディアルームのパソコンはパソコンの習熟、今学校に徐々に導入しているタブレットは、これは学力向上のためでもあります、一面タブレット端末、不得意な子がおります。わかっています。それは。ただ、それにもうある程度小さいときからなれてもらいたいという気持ちもあります。できれば、有効に活用して学力向上につなげていきたいと、私は考えています。

実際の現場を見れば、いろんな展示会に行っております。2回も3回も。非常に有効活用すれば、子供たちの理解を深める機器であるのは確かでありまして、そういった観点から徐々にではありますが、整備していきたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ひとつよろしく願ひいたします。

子供たちがこれから急激に変化する社会を生き抜く上で必要なのは、必要な力を確実に育てていくことが重要です。その一つとして、ICT機器を整備されていますが、機器を導入しただけで教育効果は上がりません。教員がICT特徴を活かして、わかりやすい授業を行い、子供たちがICTになれ、使いこなしてこそ学力向上につながるものと思います。

最終的には、1人1台専用、無線LAN環境の整備が望ましいと思いますが、限られた予算の中ですので、町の財政規模に応じた整備をお願いします。

教育は未来への先行投資です。熊野町の将来を担っていく子供たちのために、今後もICT環境を整え、ICT活用した学習活動の充実を諮っていただきたいと思います。

次に、健康ポイントの導入について、入らせていただきたいと思います。

先ほどの答弁にありましたひろしまヘルスケアポイント事業についてももう少し詳しく伺いたいと思います。先ほどの答弁で、熊野町でポイントが付与される事業は、健康まつりやパルディックウォーキング大会の参加等ということでしたが、その他のポイントが付与されている健康づくり事業についてどういったものがあるのか、具体的に教えて

いただきたいと思います。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 熊野町では、現在健康管理のために受診をします住民健康診査、がん検診等、あと運動、睡眠、栄養、介護予防等をあわせた健康づくりということで、健康加齢教室、それとあと一つが子育て世代の母親を対象としました生活習慣病予防、のびのび親子教室、この3つの事業について、現在ポイントを付与するようにしております。

また、現在、自分の健康づくりとして参加されております筆の里スポーツクラブ、こちらの利用についてもポイントを付与する事業として登録するように、今、手続を進めている状況です。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 筆の里スポーツクラブも対象となるということは、個人の趣味と申しますか、スポーツを通じた健康づくりで参加するスポーツクラブの利用でもポイントがつくということなんでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 健康増進につながる意識改革、行動変容を促進し、積極的に健康づくりに取り組む運動、食事の生活改善や健康診断の受診、健康講座の参加ということで、総合的な健康づくりについて、広島県と協働して事業を実施しております。

運動施設の利用についても、ポイントの付与事業として登録するようになっております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 運動施設の利用でも可能であるということですが、それは市町村が開催する事業に限ったものなのか。例えばスポーツを通じた健康づくりでいえば、民間が実施されているスポーツジム、フィットネスクラブなども健康づくりの一環とかわれませんが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 総合的な健康づくりの実践ということを目的としておりますので、この事業に協賛していただける事業者の方が実施するスポーツジムでありますとかフィットネスクラブ等の利用についてもポイントがつくような事業となっております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 健康づくりという観点で捉えているということですね。

次に、この事業は広島県との協同事業ということですが、ポイントが付与される事業は他市町のイベント、例えば他市町が主催するウォーキング大会への参加でもポイントが付与されるということですか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） この事業は広島県全体で実施しております。開催する健康イベントが、開催市町がポイント付与事業として登録しておれば、熊野町の方が例えば坂町のそういうイベントに参加されてもポイントがつくようになっております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） それでは、登録があれば県内各所で開催されている健康づくりイベントに参加することでポイントがたまるということですね。

ところで、ポイントがたまったときの特典はどういったものなのか、お聞きしたいと思います。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 本事業に協賛しいただいております事業者、協賛店での買い物ポイントに交換できたりとか、割引等の店舗サービスを受けることができます。また、ポイントがたまれば景品の抽せんに参加できるというようになっております。協賛店特典等については、県のホームページのほうに詳細に掲載されておりますので、そちらを参考に閲覧していただければと思います。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） 協賛店での割引サービスが受けられるとのことですが、獲得したポイントが町内の店舗で利用できるとなれば、町内商店の活性化にもつながるのではなかろうかと思いますが、いかがですか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 町内の商店の活性化ということなんですけれども、町内の商店の方にもこの事業に積極的に参加して協賛していただいで、登録をいただければ集客力等を高めることもできるかと考えます。

また、ポイント事業に参加しておる住民についても、町内でそういうポイントが使えるということであれば、非常によいことだと考えております。

以上です。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ぜひ町内の事業者にも参加していただけるよう周知を図っていただきたいと思います。

次に、平成30年度に熊野町独自の取り組み、介護予防ボランティアポイント事業を始められるということですが、どのようなものか、教えていただきたいと思います。

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

高齢者支援課長（加島） 町が来年度から実施いたしますポイント事業ですけど、介護予防とか健康づくりに関連した事業に参加していただいたり、あとボランティア活動していただいた場合にポイントをつけて、1年間の合計ポイントに応じて奨励金、奨励品を還元するということになります。

若いときから健康づくりですとか、ボランティア活動に積極的に取り組んでいただきたいということから、高齢者に限らず40歳以上を現在対象とする予定にしております。

どういった事業やボランティア活動を対象にするか、また、どの事業に幾らポイントをつけるか、還元する奨励金を幾らにするかなど、詳細については、現在検討中ですけど、広島市が昨年9月から開始をしておりますポイント制度がございます。これは70歳以上を対象にして、みずからの健康づくりや介護予防に取り組む活動であれば、どんな事業、どんなものでもちょっと可能にしてるということもございますし、あと不正なポイント付与があるというふうにも聞いておりますので、町の事業としては、対象とする事業や活動については慎重に検討していかなければならないと考えております。

現在、健康づくり、介護予防に関する情報を掲載した手帳を作成しております。この手帳の中にポイントをつける台紙、いわゆるスタンプを押す台紙を入れる予定にしております。

以上でございます。

議長（山吹） 民法議員。

8番（民法） ありがとうございます。

広島ヘルスケアポイント事業につきましては、今説明をいただきまして、とてもよい取り組みだと思っております。健康増進、または医療費の抑制にもつながることと思います。

熊野町独自の健康ポイント事業の詳細については、まだ検討中ということでございましたが、私もいろんなネットで資料を出して見ました。うまくいっているところはいいんですが、失敗と申しましょうか、やり始めて困ってるような市町もあるようでございますので、近隣市町の状況も参考にしながら熊野町の住民にあった事業となるよう、早急に内容を詰めていただきたいと思います。

高齢者の中には元気な方もかなりおられます。元気な高齢者がボランティア活動を通じた社会参加や地域貢献をすることは、みずから健康増進と介護予防につながりますし、そうした活動により奨励品や奨励金が還元されれば健康づくり教室などの参加もふえることと思います。また、たまったポイントが町内の商店で利用できるよう十分な検討をお願いいたします。

介護予防ボランティアポイント制度の詳細が決まりましたら、町広報などを通じて住民にしっかりと周知し、参加者をふやして元気な高齢者がふえることを期待いたします。このことにつきましては、また、次回改めて御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

議長（山吹） 以上で民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

（休憩 11時44分）

（再開 13時30分）

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番、山野議員の発言を許します。山野議員。

~~~~~

12番（山野） 12番、山野でございます。

1点について、お尋ねしたいと思います。よろしく御答弁のほどお願いいたします。  
子どもの貧困対策についてお尋ねいたします。

先月、2月の14日、中国新聞に県の当初予算案が記載されておりました。今年度、  
子供の貧困対策に重点を置き、貧困の連鎖を断ち切り、家庭環境にかかわらず全ての子  
供の能力を、可能性を最大限に高めるための教育に力を入れる施策を立てられておりま  
す。

それに先立ち、2017年度、県内の小学校5年生、中学校2年生に子供の生活実態  
調査を実施されたようですが、本町においてどのような形式でアンケートを実施された  
のでしょうか。その結果、町内での現状をどのように把握されているのでしょうか。ま  
た、今後、その施策あるいは対策についてはどう計画されているのでしょうか。お尋ね  
したいと思います。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 山野議員の「子どもの貧困対策について」の御質問にお答えいたします。

子供の貧困対策につきましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右さ  
れることのない社会の実現を目指した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成  
25年に施行され、国・県及び市町においても必要な措置を講ずることとされておしま  
す。

これを受け、広島県では平成27年に子供の貧困対策計画を策定し、今年度、子供の  
生活に関する実態調査が実施され、今後の施策について検討がなされているところでご  
ざいます。

町といたしましても、県と連携し、教育、生活、保護者の就労支援など、貧困の連鎖  
防止に向けた対策に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~  
民生部長（光本） 山野議員の「子どもの貧困対策について」の御質問に、詳細にお答  
えいたします。

まず、広島県では、今年度、小学5年生と中学2年生の保護者を対象に実施した子供の生活に関する実態調査において、約4分の1が生活困難層である結果を受け、県や市町、各種団体の関係者でつくる子供の未来応援推進会議等を設置し、子供の貧困の連鎖の防止に向けた体制づくりや新たな支援策について検討されることと伺っております。

本町における子供の貧困対策についての現状ですが、まず、相談窓口については、町福祉事務所に生活困窮者自立支援に基づく相談窓口を設置し対応しております。

また、子供の学習支援につきましては、昨年5月から広島市が実施する事業に参加しております。

就労支援につきましては、従来から実施しております母子家庭の母等の看護師や介護福祉士等の資格取得に向けた高等職業訓練促進給付金の支給などを行っております。

今後の対策につきましては、県の新たな支援策に留意するとともに、他市町での先進事例等を参考にしながら、子供の貧困連鎖防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 山野議員。

~~~~~  
12番（山野） 広島県での貧困対策というのは、生活困窮者自立支援事業の任意事業の実施状況において、全国に比べて最下位というのは御存じでしょうか。ほとんど40位近いところに位置されております。昨年実施された全国都道府県の子供学習支援事業、4つの項目、就労準備支援、家計相談支援、一時生活支援、子供の学習支援といったものを実施状況の割合からいきますと、広島県は32%、全国平均の割合は42%よりはるかに落ちて、対策が劣っているということが大きく言われております。

県の調査においては、生活困窮者の状況は低所得であるということ、家計の逼迫、公共料金が支払えないというような状況、あるいは子供の所有物が買えない、あるいは体験の欠如といったことをニーズに調べてみますと、2つ以上が該当する場合は、家庭が約1割、そして、いずれか1つだけが周辺でいる家庭は4分の1になると、先ほど部長が言われたように4分の1が困窮ということがある状況だと思います。

こういった調査の結果が本町で調査されておると思うんですけれども、対策もいろいろ考えていらっしゃるけれども、例えば朝食を食べない子供がどのくらいいるのか、

あるいは今いった困窮の子供がどれくらいいるのかという実態調査の現実を、数値を持ってらっしゃるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） まず、広島県教育委員会におきまして、基礎基本定着状況調査というものを行っております。この中の調査項目の一つといたしまして、朝食の摂取について調査が実施をされておりますので、こちらのほうの数字をお答えさせていただきます。

まず、毎朝、朝食を食べるかという質問でございます。この中で朝食を余り食べない、または全く食べないというふうに答えた児童・生徒の割合が、平成28年度調査では小学生が6.3%、中学生が4.9%、これが平成29年度調査になりますと、小学生が3.4%、中学生が2.5%となっております。この28、29年度の2年間の比較で見ますと、朝食をとらない児童・生徒の割合というものは減少しているというような傾向にあるようでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 今の28年と29年度に比べると、29年度は非常に向上しているという、食べない子供が少なくなっているというのは非常にいいことだと思うんですけども、朝食を食べないと学力が落ちるか、そういった調査みたいなものはあったんでしょうか。学力の字がわからない子供たちが朝、朝食を食べて来ているのか、来てないのか、そういったような調査をされたことがあるんですか。

議長（山吹） 横山教育部次長。

教育部次長（横山） こちらも県の基礎基本定着状況調査の報告書の中で上がっております。こちらを申し上げさせていただきます。

まず、よく朝食を食べるというふうに答えた児童・生徒と、逆に全く食べていないと

いう児童・生徒のテストの結果でございますが、例えば小学校国語の例を見てみますと、よく食べるというふうに答えた児童・生徒で、平均通過率と申しますか、そのポイントが69.3ポイント、逆に全く朝食を食べないという児童・生徒の結果のほうが48.2ポイントということで、こちらの数字を見ますと、朝食を食べる、朝食を食べないということで朝食を全く食べないというほうに向かって減少傾向にあるようにはなっているようでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 以前、朝食を食べない、あるいは学校給食がなかった時代なんですけれども、そのころに家から給食代としてお母さんからお金をもらって、そのお金でパンを買いなさいと言われてたんですけど、それをパンを買わずにゲームに使っていた。あのころゲームがはやってたんですけど、ゲームに使ってしまったというようなことがあって、学校給食をテイクアウトですけども、そういう形でデリバリーでやっていただいたんですけども、今またそういう朝食を食べられない子供がふえているということも新聞紙上で言われております。

朝食を、それぞれ子ども食堂といったものをつくられて実施されているところも多いと聞きます。熊野町内においても、いろんなそういったものをぜひやってみたいというボランティアの方もいらっしゃいます。

そこで提案なんですけども、実効性のある貧困対策についてのフードドライブといったものを導入されてはいかがでしょうか。社協を中心にNPO法人あるいは社協といったものに立ち上げていただいて、フードドライブという家庭に眠っている缶詰、レトルト食品などの保存食を募り、地域の福祉団体に寄附をするという活動なんですけれども、朝日新聞によると、食べられないのに捨てられている食品ロスというのが世界中では毎年、生産されている食品の3分の1、約13億トンが捨てられているということです。

京都市で2012年に実施された食品ロスの調査では、家庭からのごみ袋を種類別に分けてみると、4割が生ごみで、そのうちの4割がまだ食べられるのに食品ロスとして捨てられているということが実態調査されております。

野菜類が1番で、肉類、魚介類、御飯類、パン類といった手つかずのまま捨てられて、

直接廃棄されているのが半分以上あるそうです。実際に廃棄のうちの賞味期限前に捨てられたのが3割で、賞味期限後約2週間以内に捨てられたのが3割ということです。

高齢者中でも買い物頻度が減り、まとめ買いをすることによって食品ロスを起こしているということもありますし、また、町内における農業従事者におきまして、例えば一昨年におきまして、古米が残ってどうしたらいいのか。鳥にやっているとか、家畜にやっているとかと言うんですけど、古米といっても去年、でき上がったものじゃなくて、その去年の分ですから、まだまだ食べられるものだと思います。そういったものや野菜の余分なものがこしは葉物がすごい高かったんですけども、そういう葉物もたくさんできたんで、どこかにあげたいんだけども、どうすればいいかなというようなことも言われておりますけれども、そういったものがフードドライブという形を導入されることによって、再利用されるか、困窮者の家庭や、あるいはそういった子ども食堂、各施設などで利用されるような状況ができればいいなと思うんですけども、町としてはいかがでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 時光民生部次長。

~~~~~

民生部次長（時光） フードドライブということでしたが、実は今、社会福祉協議会のほうではフードドライブではなくてフードバンクというのをさせていただいております。こちらはたしか議員さんのおっしゃるとおり、フードドライブというような形をとっておられるあいあいネットというNPO法人がございまして、そちらのほうから企業とか一般の方までは聞いてないんですが、企業で賞味期限が近くなったものであるとか、例えばその店が仕入れ過ぎて残りそうだという、そういうものを集めていただいて、それを賛同するいろんな事業所のほうへ振り分けてくださっているという団体がございまして、こちらのほうの賛助会員として登録いたしまして、社会福祉協議会がそちらに、これは保存がきくものということで、熊野町社協の場合はレトルト食品でありますとか、ラーメンでありますとか、米、そういったものを幾らかストックしておりました、こういったものを生活困窮者の方、きょう、あすの食べる物にも困っているという方がうちの窓口や社協の窓口に来られたときに提供していただいているというような状況がございまして。

どちらかといえば、フードドライブというところでいうと、受け身の方にはなるんで

すが、今そういう形で社協のほうで取り組みをさせていただいております。

以上です。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） ありがとうございます。

そういう輪をよりたくさん広げていただければ、町内でもなかなかPRされていないということがありますので、ぜひ多くの方に知っていただければいいと思います。

最後の質問ですけれども、町内では県内トップクラスの学力と町長あるいは教育長は御自慢されておりますけれども、これはあくまで平均であって、その中に底辺の子供たちの学力の底上げというか、そういったものに対する努力はどのようにされておるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

先日、広域連携で広島市に対して、そういう学習支援のいっている子供もいるというようなことも答弁があったんですけども、そこも交えて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） ただいまの議員さんの質問でございますが、熊野町教育委員会といたしましては、生活困窮者であるとか、そういった視点じゃなしに、子供たちの学力はその物差しでございますが、いろんな各種調査におきまして通過率が30%以下とか、40%、以前は30%とってましたが、今は40%と、40%に到達しない子供に対して個別指導とか、放課後残したりということで、そういったことに対応しております。その結果として、決して自慢しているという言い方をされると非常に苦しゅうございますが、そういう状況が維持できておるということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 山野議員。

12番（山野） 生活困窮者あるいは非困窮者を分けると非常にいろいろ問題がありま

して、そういうところ同じレベルというか、同じ環境で子ども食堂なり、事業支援なり、学力支援なりをしていただければ、子供たちにとってはいい連鎖になると思います。

困窮者自体が非常にふえているというか、母子家庭あるいは未婚の母子家庭、あるいは父子家庭、そういったものがそういうところになりやすいので、ぜひそういったもののケアをしていただければ熊野町は住みよいまち、住んでよかったというまちになると思うので、そういったことの努力を一層していただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で山野議員の質問を終わります。

続いて、10番、大瀬戸議員の発言を許します。大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 大瀬戸でございます。

私は、定住促進拠点施設につきましての質問をさせていただきます。

西公民館跡の建物を再利用して、このたび定住促進拠点施設が完成します。この施設について、その内容や今後の活用方法などをお聞きいたします。

事前の説明では、西部健康センターで行われていた子育て支援機能をこちらに移すことが1つ、移住定住情報の発信などの拠点として、新たな定住促進事業を展開することが1つ、大きく分けてこの2つの事業を行うための施設であると聞いております。

次世代を見据えた事業として、大いに推し進めるべきだとの認識を持つ一方で、具体的な内容がなかなか見えてきません。子育て機能は、単に移設するだけなのか、今後子育て全般にかかわる拠点へと育てていくのか、また、定住促進とは、具体的には何をするのか、この施設でどのように展開していき、どのような結果を想定しているのか、詳細な事業内容をお尋ねいたします。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 大瀬戸議員の「定住促進拠点施設の内容について」御質問にお答えいたします。

旧西公民館の建物を改修し、利活用することとした経緯を説明いたしますと、まず、公民館機能の移転に伴う課題として、移転後の地域のにぎわいの維持、創出ということ

がございました。

また、跡地で予定した防災施設の整備についても、投票所の面積を見込んだ規模となる建物の日々の利活用や効率的な管理のあり方といった課題もあり、これらの精査を踏まえて整備の具体化を図ることとしておりました。

加えて、少子高齢化への的確な対応や、首都圏への人口の過度の集中を是正する地方創生への取り組みは、最も重要な行政課題の一つとして、一層の充実強化が必要でございます。

こうした諸課題に対応するため、子育て支援や定住促進の施策を強化し、かつ、新たな地域のにぎわいを創出する施設の整備運営事業を発案したところ、これが国の交付金事業に採択されたことから、地方創生事業として整備に着手することとしたものであります。

これにより、防災施設は規模縮小の上、予定に沿って都市再生整備計画事業の交付金を財源に整備を進めることといたしました。

これらの施設を子育て支援や定住促進のための地域活動拠点の一つとして活用し、「住んでみたいまち」、「住み続けたいまち」づくりを推進してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、施設整備及び定住促進への取り組みは企画担当部長に、子育て支援の充実につきましては民生部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 宗條企画担当部長。

~~~~~  
企画担当部長（宗條） 大瀬戸議員の「定住促進拠点施設の内容について」の御質問のうち、施設整備及び定住促進への取り組みの詳細についてお答えをいたします。

旧西公民館でございました鉄筋コンクリート造2階建て部分の建物につきましては、定住促進拠点施設を整備する旨の地域再生計画が国に採択され、補助率2分の1という有利な地方創生拠点整備交付金を財源に整備を進めております。

この交付金と、後年に元利償還金に対して地方交付税措置のある地方債を事業費に充てることで、実質的な町の負担額を、当初予定した都市再生整備計画事業の負担額から抑制し、かつ、子育て支援や定住促進の拠点化を図り、地域のにぎわいづくりにも資する施設を整えようとするものでございます。

定住促進への取り組みといたしましては、まずは最も重要である子育て支援を充実強化するため、1階部分のほぼ全てをそのための活動スペースに充てることといたしました。

次に2階部分でございますが、ひととき子育てから離れて学びや趣味、運動などを行う育児支援のための講座、起業や就業など女性の活躍を支援するキャリアアップ講座、移住体験、芸術系学生の実地研修及び国際交流といった定住交流活動を、今後、企画・実施するとともに、子どもの居場所づくりといったボランティア活動の場としても活用いただくなど、定住促進の拠点化を、段階的に図ってまいりたいと考えております。また、10人を定員とする簡易宿所を設け、定住交流促進に資する町主催事業、あるいは、町と協同実施する事業の参加者に宿泊場所を提供できる体制といたします。

これら2階部分は、1階の子育て支援センターの活動を補完するスペースとして、日ごろから一体的に活用し、投資効果が最大限に発揮できるよう努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~  
民生部長（光本） 大瀬戸議員の「定住促進拠点施設の内容について」の御質問のうち、「子育て支援の充実」について、詳細にお答えいたします。

子育て支援事業を実施いたします部分につきましては、現在、西部地域健康センターにおいて、特定非営利活動法人熊野人材センターに委託し、運営をしております子育て支援センターをこちらに移転させ、町の直営により事業を実施することとしております。

事業の内容につきましては、現在実施をしております事業を、当面、引き継いでまいります。

具体的には、育児不安等についての相談支援、子育てサークル等の育成支援、保育資源の情報提供を目的とした子育て講演会やブックスタート等の開催、ファミリーサポートセンターの運営等に加え、保健師・助産師等、専門職による妊婦教室の開催などがございます。

また、将来的には、役場子育て・健康推進課内に開設をしております子育て世代包括支援センターと連携したネウボラ事業を一体的に展開したいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ありがとうございます。

この施設のこれまでの経緯というのは、これまでも説明がありましたので、おおよそわかっております。その中で、具体的にちょっとお話をさせていただきたいと思うのが、まず、子育て支援の関連ですが、まず、今までの形から町直営に変えていくんだという意気込みと言いましょうか、心構えと言いましょうか、そういったのは非常に評価できると思っております。

今の西部地域健康センターからここへ移していく上で、もともと西公民館でしたから、もう箱が先にあったわけですし、これに移すに当たって、今の現状の状態より、例えば不効率あるいは不備な点がありはしないかということをお尋ねしたいと思えます。

例えば、環境ですとか、広さですとか、設備でありますとか、そういったことで、前のほうがよかったなんていう話が出たんでは、またこれ困ったことになりますので、そのあたりを確認しておきたいと思えます。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 今現在、委託により実施しております子育て支援センター、町の直営ですということでございます。

施設的には、若干スペースは狭くなるんですが、ほぼ同等のスペースを設けております。設備についても、今現状の西部地域健康センターで整備しておりますものをほぼ整備するようにはしております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 少なくとも現状以上の環境で進めていただきたいと思います。

それで、今やっております就業支援ということ、これからもやるということなんですが、あと育児支援につきまして、現状とそれから今度移転してから、どう変えていくの

かどうなのかというところをちょっと、特に就業支援につきまして、教えていただきたいと思います。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 部長答弁にございました、当面、現状の事業を実施していこうと考えております。

ただ、事業を推進していく中で、それぞれの事業の評価等を行いまして、見直しを実施し、現在、町の子育て健康推進課のほうに開設しております包括センターと連携を図りながら、ネウボラ事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 今のお話、先ほどの答弁にもありました、ネウボラに関しましてですけど、県としては、これから随時といいましょうか、近い将来、来年とかそういう単位で熊野町にも、熊野版ネウボラというんでしょうか、そういうのをどんどん広げていきたいということが、県のほうでは思っているということでした。今年度から、府中と安芸太田のほうでしたか、何個かのところを始めるということでした。

このネウボラにつきまして、今後の見通しといいましょうか、こちらのスタンスとそれから、県との関係があるんでしょうから、その辺の詳細がわかる範囲でいいですから教えていただきたいと思います。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 現在、広島県が進めております広島県版ネウボラ事業でございますが、国が進めております日本版のネウボラということに加えて、例えば広島県版でありますと、面談回数とかをふやしていくとかというような、広島県独自のより進んだネウボラ事業を展開するために、今モデル事業として、今年度3市町、来年度3市町ということで、来年度は、議員おっしゃったとおり、府中町とあと三次、安芸太

田、中山間の広い範囲で拠点がばらばらになっておるようなところを事業採択されております。

広島県もモデル事業ということで、これから、そのネウボラをどう進めていくかということを検討されておって、いろんなパターンの新たな事業を展開できるようなところを事業採択としてされておるようです。町としましては、平成31年度、そのモデル事業に事業採択できるように、新たな計画を今から検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 平成31年度というと、もうすぐでございますので、それなりの準備といいたいでしょうか、それまでにも、例えばすぐにでも、産前産後、それから、小学校に上がるぐらいまでのケアを一括して、トータルとして見守るということですから、既に準備は必要かと思えますのと、もう一つ、ネウボラを実際事業としてやっていく上では、非常に専門職といいたいでしょうか、保健師さんというんですか、ちょっとこういった資格の人がいるのか知りませんが、少なくとも人的資産を投入しなければ成り立たないと思うんですが、そういった準備ということに関しましては、どうなんでしょうか。聞いておきたいと思えます。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 今、広島県のほうで、モデル事業として実施されておりますネウボラ事業、その条件としまして、妊婦さん50人あたりに1人の専門職を配置するような基準がございます。

現在、町のほうで年間150程度の出生率がございます。今、子育て・健康推進課のほうで、保健師を3人ネウボラ事業に充てるようにはしております。そのあと、専門職といいましたら、保育士、子育て支援のほうのコーディネーターとか、あと母子保健と合わさったような形で、事業展開を進めていくようになっております。

職員配置もそうなんですけれども、今、県のほうでもされておるんですけれども、職員の研修、スキルアップというところが、今後課題になろうかと思えます。

町のほうといたしましても、そういう研修にどんどん参加させるような形で、職員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） ぜひ、この人材の育成については、大きな課題だと思っておりますので、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

関連するんですけれども、ネウボラではないが、例えば、産後ケアで、宿泊型の産後ケアというのが、広島市内のほうにあるそうです。もちろん熊野にはありませんし、このネウボラも、宿泊型ということまでにはいかないのかなと思っておるんですが、今聞いてみますと、この産後ケアの宿泊型施設は、契約がないと入れないというふうに聞いておまして、熊野町の住民は、お金を払えば問題はないんでしょうけれど、利用できないというふうに聞きました。このあたりをちょっと詳しく聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 産後ケアの宿泊型についての御質問でございます。

産後ケア事業宿泊型については、現在、広島市、東広島市、呉市等が契約をされておるようです。医療機関と。主に、助産師会が開設されております、だから助産院、安佐南区のほうになるんですけれども、こちらと契約されておる市が多いようです。

広島市の例でいきますと、宿泊型で、利用料金は、1泊3万円というようなことで、一般の家庭でありますと、その半額を市のほうが助成しておるといようなことで、契約といたしますか、広島市の方が行かれれば、個人負担半額ですよといような契約をされておるとお聞きしております。

町といたしましても、宿泊型については、やはりそういう体制が取れておる専門スタッフが整備されているところと契約を締結していこうと考えております。

デイケア、その日来ていただいて、その日に帰っていただくということなんですけれども、デイケア事業については、今後の課題ではあるかと思うんですが、新たな施設、

定住促進拠点施設であります西公民館跡地の施設を利用して、事業展開ができたらなど、今考えておるところです。

以上です。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） はいよくわかりました。

今もありました、デイケアに関しては、せっかくのこの施設を有効利用していただいて、それこそ拠点施設にさせていただいて、安心して子供を産んで育てられる町ということにより近づくように、頑張っていたきたいと思います。これからは、そういったことが重要になるのではないかというふうに思います。

また、子育て全般の拠点として、その周辺の施設、みらい保育園がすぐそばにありますし、今朝の町長の施政方針の中にもありましたけれども、みらい保育園との密な連携、それから、交流館もあるし、大型遊具もある。それから、西部ふれあい広場もできたというようなことで、全体的に子育てのあのあたり一帯、子育て拠点、この施設だけ、旧西公民館跡地だけという捉えじゃなくて、全体として捉えたときに、全体で地域を子育ての拠点にするというふうな考え方で、産前から小学校に上がるまでぐらいを一括してケアできるようにという施設にしていただけたらと、これは一つの要望でございますが、今後、そのように持ってってもらいたいなと思っております。

それから、先ほども触れましたけど、やっぱりこういった事業は、今までよりも増して、人的財産といいましょうか、ノウハウやら人的財産などを集中に投資するべき部分やったと思いますので、これまでも増して、それぞれの担当する職員さんだけにとどまらず、関係の専門家の人やら、あるいはアドバイスをいただけるような人たちとネットワークを組んで、よりよい環境をつくってってもらいたいというのが希望でございます。

定住促進のほうに移らせていただきます。

まず、定住促進に関しましては、実は、国の交付金の関係などから、こういったものをつくって、要するに、そもそもこういうことをしたいからこの施設が必要だというプロセスでできたものではないというところが少しポイントではあるんですが、具体的に、例えば情報発信するとかあります。

まず一つ、情報発信をあの拠点施設でするところ。ちょっとピンとこないです。具体的に何をするのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 情報発信といいましても、例えばメディアを使って、その施設のほうから、全国に熊野町の定住促進に関する情報をお届けするといったような発信ではなくて、例えば、熊野町に移住体験のために来られた方について、町内のさまざまな情報をそちらのほうで提供させていただくということと、あと、定住促進の事業で最も大切なのは、ここでお見えになった方と交流を通じて、そのお見えになった方が、熊野町をどのように感じ取られたか、熊野の方がどうなのか、熊野のよさはどうなのかといったところを、交流を通じて、我々も学びとっていくということが、極めて今後重要な取り組みになってくると思いますので、そういった意味も含めて、お互い情報を交換しながらやっていくということで、定住促進に向けた情報発信の拠点ともしたいという意味合いでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 趣旨はよくわかりますが、具体的に、例えば、移住体験とか交流会をしていくんだという話です。具体的には、どういうふうな頻度で、例えば、誰を対象に、どういうふうな頻度で、どういった形でというプランはあるんですか。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 現時点で、固まったプランというものは、まだ持っておりません。施設が稼働し始めて、その施設の運営の中で、計画を立てたり、または、本町のほうで、地域振興の面と連携をして、具体的な事業を組み立てていくということに、基本的にはなろうかと思いますが、想定しておりますのは、一般の移住体験者との交流ということで、現在も首都圏等で、移住体験フェアといったところで、情報発信をしている

ところでございますが、そういった情報発信において、宿泊体験できる、そういう場が持ち合わせているということは、このPRにも資するものだと思っております。そういったストックを持っておるといことで、一層こういったPRを進めていくという点が1点ございます。

また、町の産業でありますとか文化、こういったフィールドワークを行う芸術系大学との交流ということも考えられようかと思っております。昨年の夏でございましたが、国内の9つの大学の学生さんが、合宿あるいはホームステイをして、研修をしていただきましたが、こういった芸術系の大学を中心として、フィールドワークの一つの拠点として、御利用いただけるのではないかと考えておりますので、こういった大学等へのPRも進めていきたいと思っております。

また、国際交流事業等による来訪者との交流ということも考えられますし、もっと言えば、行政視察であるとか、教育視察、あるいは行政間交流のために、熊野町にお見えになった方との交流事業といったものも、活用できるのではないかというふうに考えているところでございます。具体的なプランはございませんが、平成30年度には、今後の利活用を精査する意味でも、モデル事業をちょっと実施してみたいと思っておりますので、そういった取り組みを通じて、この施設を有効活用できるように、今後精査を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~  
10番（大瀬戸） そういうことなんだと思います。ただ、今回のこの施設に関する事で、ちょっと目立つのは、要するにこれをするというものがないがために、いろいろ施設に、いろんな小さい話ですが、問題がいっぱい出ておるんです。やれトイレがどうのとか、何がどうのとかいうようなことで、私、そもそも今回に関して、この施設に関しては、もともとあった建物を改修してあてがっているという関係で、それはどうしても完璧なものにはならないとは思いますが、そもそもこれをしたいから、この施設が必要だという順番でいってないからこそ、なかなかいろいろな問題が起きていく。これから、今後、これを熟成していくんだと思います。それはそれでいいんですが、やっぱり物事を始めるときには、最初、何のためにするのかということ、何をするのかとい

うところを、まずそこが決まってから動くべきだと思うんです。幾らこれ2分の1の国の交付金があったといっても、それからもう5年ぐらいたっているわけですから、できた時間はあったと思うんです。私はこれが全部今回に関しては全ての問題はそこにあると思っております。やられること、子育て支援とか定住促進、大いに応援しますよ。大いに応援しますし、我々も動かなきゃならないと思っておりますが、こと施設をつくるときに、もう少し慎重であってほしい、そう思います。いかがでしょうか。

議長（山吹） 岩田総務部長。

総務部長（岩田） まず、御指摘ごもっともでございます。

これ経緯をずっと説明してまいりましたけども、当初にここにこういった施設をつくるという計画は示しておりませんでしたので、それは事実でございます。その中で、防災センターだけをつくるという計画だったんですが、ここにこの防災センターだけでは課題がちょっとあると。例えば投票所がなくなるのはどうするかとか、それとか、コミュニティのようなそういうセンターがずっと西のほうに移転してしまうけども、ここにぎわいがどうなるのかとか、そういったような課題があることは事実でして、その中で、こういった古い施設でも耐震が十分可能なものを活用して、地方創生のように活用するのであれば補助金を差上げますよという制度がありまして、それに乗っかることで、先ほどのような課題が解決の道が開けるんじゃないかという思いつきが最初でございました。

それから後の話ですけども、確かに定住交流を中心とした町の将来の活性化策というのが町の課題であったことは事実ですし、子育てを中心にいるんな支援をしていきたいという中に、親御さんが働ける状態をどういうふうにしたらいいかというのが町の課題であったことは事実だと思うんです。ですから、こういったものをここで展開する前に、ぜひ使えるんじゃないかという、そういうことで最初に取りかかりましたが、おっしゃるように、計画を煮詰めてからつくったものではなかったというのは事実でございます。

ただ、先ほどから言いますように、そういった町の課題というものがここで展開できるのではないかと。先ほどからいろいろ部長も言ってましたけども、国際交流であるとか、あと学生さんが熊野のほうにもよく来られてますけども、そういった方の交流とか、筆を活用した新しい起業であるとか、こういったような課題をどういうふうに取り組ん

だらいいかはわかりませんが、それに取り組みたいという課題があったことは事実でございますので、こういうことで、ちょっと後手には回りましたけども、30年度からできるところからいろんな事業を考えて、議会のほうにもお諮りしながら、有効な事業を一つずつ積み上げさせてもらいたいと、このように思っております。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） よくわかりました。これからは我々も一生懸命働かなきゃなりませんので、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

議長（山吹） 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

続いて、3番、立花議員の発言を許します。立花議員。

3番（立花） 3番の立花慶三でございます。よろしく願いいたします。2点ほど質問をいたします。

最初に、運転免許自主返納後の移動手段対策についてということで、我が熊野町の高齢化率は平成27年が32.8%、約3分の1ということですが、平成37年には35.8%になるというそうです。そして、運転免許証を返納する人が急激にふえているようです。自主返納とはいえ、愛する家族からのたつての願いというのが多いようです。毎日のように高齢者の暴走事故というのがニュースで流されておりますから、これも無理のないことだとは思いますが。

とはいえ、私の推測ですが、熊野町の健康寿命が高いのは、日ごろ、自動車を運転される人が多いからではないでしょうか。常々、町長さんが言われております。熊野町は高齢率が特に高い、しかし、高齢化率は高いが、健康寿命も高いんですと。車に乗らないと日常の用事ができませんし、ちょっとそこまでといったような近距離でも、もう癪になってというか、車を利用している人がおられるのをよく見かけます。横着といえば横着かもしれませんが、適当に足も使えば手も使う、目も鼻も耳も脳も五感の全てを常に刺激しながら健康をいただけてきたと。要するに、私たち熊野町のものは健康で長生きができています。

ところが、当たり前と思ってきた移動手段が突然ぷつんと切れると。断たれてしまうと。買い物にも病院にも自由に行けない。生きがいった近隣の人たちとの集まりや交流も減ってしまいがち。やがていつかは訪れる道だとはわかっていながらも、余りにも不便さが身にしみる。一体どうしたらいいんだろうかと、そう嘆いておられる人と、やがて直面する予備軍をも含めて大変多くの人たちが不安を抱いておられるのが実情なんです。熊野町が自慢できる健康寿命の維持と延伸に、今こそ本気で高齢者のために知恵を出し合おうではありませんか。

そこで、お尋ねします。もっと簡単に個人が移動できるシニアカーが利用できる方法はないのでしょうか。

また、介護保険による利用は条件が厳し過ぎるのではないのでしょうか。

続きまして、民生委員・児童委員のなり手不足について。

民生委員の方におかれましては、常に地域住民の暮らしの全てを見守っていただき、安心と安全においてなくてはならない重要な存在であり、心から敬服いたしている次第でございます。厚生大臣から民間人に委嘱されたものであり、報酬は支払われていないということでもありますから、我々が理解を深めると同時に、町のほうからできるだけ配慮をしていただきたいとの思いで質問をさせていただきます。

定員数についてということ。

そして、高齢化に伴う役割や負担の拡大をどのように考えておられるのか。

委員への補助はあるのか。

無償を補う方法は考えられないものか。

以上、4点についてのお答えをお願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 立花議員の二つの御質問、「運転免許自主返納後の移動手段対策について」と「民生委員・児童委員のなり手不足について」の御質問にお答えします。

1番目の「運転免許自主返納後の移動手段対策について」でございますが、さきの12月定例会におけるシニアカーの普及についての一般質問においても御答弁させていただいたところでございますが、介護保険法に基づく安全かつ適切な利用について、引き続き、努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問、「民生委員・児童委員のなり手不足について」お答えします。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として、地域に住む高齢者世帯の把握や、高齢者や要介護者と地域包括支援センターなどの専門機関の橋渡しなどに御活躍いただいております。

しかし、近年では社会の高齢化による民生委員のなり手不足など、民生委員を取り巻く状況にも変化が起きていることも事実でございます。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 立花議員の二つの御質問に詳細にお答えいたします。

まず、1番目の「運転免許自主返納後の移動手段対策について」でございますが、介護保険制度におけるシニアカーにつきましては、福祉用具の中の車椅子のレンタルとして利用することができますが、日常的に歩行が困難で車椅子が必要な状態ということで、原則、要介護2以上の方が対象となります。

ただし、要支援1、2及び要介護1の軽度の認定であっても、本人の心身の状況や医師の意見書等に基づき判断された場合には、例外的にレンタルするなど、国の基準に従いサービスを提供しております。

また、シニアカーの購入補助につきましては、現在、県内の市町でシニアカーの購入に対し補助金を支給している市町はございません。

また、全国的にも実施している市町は少ない状況で、実施している町でも年間の利用者が1人程度というのが現状であり、本町としても購入費の補助は考えておりません。

シニアカーは道路交通法上「歩行者」とされており、歩道を通行することとなります。町内では歩道の通行が困難な場所もあり、幹線道路は交通量も多く、シニアカーの走行に関して安全面での配慮が重要となります。

町としましては、利用者の状態や利用状況の確認を行いながら、適切なシニアカーのレンタルが行える介護保険制度の利用に引き続き努めてまいります。

次に、2番目の「民生委員・児童委員のなり手不足について」でございますが、本町の民生委員・児童委員及び主任児童委員は、定数48人に対しまして、現在、45人が任命されており、3人の欠員を生じております。欠員3人の内訳ですが、担当地区を持

つ民生委員・児童委員がお二人、担当地区を持たない主任児童委員が1人でございます。

欠員が生じている主な理由としましては、社会の高齢化に伴う人口の減少、地域内のつながりの希薄化と同時に進んだ核家族化により、民生委員活動に必要な時間の確保ができる人が少なくなってきたこと。また、高齢者や生活困窮者など支援者の増加に伴う業務量の増加や、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴う民生委員の精神的・身体的な負担の重さが増してきていることであると考えております。

高齢化に伴う民生委員の役割や負担拡大に対する町の対応につきましては、住民から民生委員に相談があったときには、「まず役場につないでください、抱え込まないでください」と伝えた上で、担当職員がケースの相談に乗ったり、関係機関との連携等を通じて解決に努めるなど、できるだけ民生委員に負担をかけないように心がけております。

また、月1回行う定例会議においては、民生委員同士の地域内での支え合いや情報共有の場を設けるなど、活動に対するスキルアップにも努めております。

次に、委員への補助でございますが、民生委員には給与は支給されておられません。ただし、活動に必要な交通費、電話代、研修参加費などに充てるための活動費として、一人当たり国から年額5万9,000円、町から月額9,000円交付をしております。

議員御提案の無償を補う方法でございますが、民生委員の皆さんは無償のボランティアとしての認識のもと、みずからの責務として活動されているものと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 運転免許証を自主返納した後はどうしたらいいかという人がたくさんおられます。これは私が自分で思いついたんじゃないくて、本当に前回質問したときからだんだんふえておる。これは町の人でも多分よく把握されているんじゃないかと思えますけども、前はシニアカーを利用される人は、前々年から比べると、まだ減っているということをおっしゃっていただけども、実際に話を聞いてみますと、私みたいなものは、町のほうへ行っても、これはだめだと、介護保険は利用できないと言われるということで諦めておられます。

先ほども言いましたように、自主返納するのは、自分がするんじゃないくて、家族のほうでもうやめてくれと言われる人のほうが多いようなことなんです。じゃあ、一体やめ

たらどうなるかということで、本当に今、迷っておられる。

そうした中で、何とかならんもんだろうかといろいろ思ってみましても、今、シニアカーを自分で購入しても、わしもいつまで生きられるもんやわからんというような思いもあるそうです。ですから、私が思うのには、町のほうで何台か用意してもらったものを、どこかでイベントのときでもいいですし、あるいはまた、公共施設のグラウンドとか公園とか、簡単な試乗できるようなことをつくってもらって、実際に乗ってみてもらったほうがいいんじゃないかと、そのようなことも思っておりますけども、それも難しいと言われればそうなんですけども、本当に、皆さん、現実直面しながら、またわしももうちょっとしたらそうよと言われる人が大変多いんですが、そのところを町のほうとして、もう本当にぎりぎりのところなんだという、そんな思いで受けとめていただいて、いいアイデアを出してもらいたいと思いますが、先ほど言いましたような試乗ができるようなコースというか、そういった配慮というものはできないものなんでしょうか、よろしくをお願いします。

~~~~~

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長（加島） シニアカーの試乗とか試乗コースということでございますが、試乗としましては、現在、年に一遍ですけど、農業祭で社会福祉協議会さんが試乗ということをされております。

試乗コースですけど、試乗の目的といいますと、やはり日常的に走行する場所で乗ってみて、初めて危険な場所ですとか乗り方ですとかがわかるということになりますので、基本的には御自宅から行かれるお医者さんですとか、あとスーパーマーケットなどの通常乗る場所で初めて乗ってみて、乗れるかどうかということが、安全確保されるかどうかということが多分試乗になると思いますので、どこかにちょっと試乗コースをつくってということで、じゃあそれで本人はオーケーと言われて、万が一、買われたとしても、実際、家からどこかに乗ってみると非常に危険だったということにもなりかねませんので、町のほうとして試乗コースをつくるということは、現在、考えておりません。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

3番（立花） 実際に車屋さんのほうに行かれて、買いたいんだがという、そんなことを聞かれたみたいなんですが、うちは何ぼでも買ってもらうほうがいいんですが、やめときんさいと言われると。なぜかという、今の道路状況では歩道が整備してないところが多いので、やめたほうがいいよ、それは大けがするよと言われるようなことがあるみたいなんですけども、実際、今言われましたように、町民会館で年に1回ほどあります。室内でちょっと乗ってみる、五、六メートルですかね、私も乗ってみたことがありますが、あれは車を見るというだけのようなことなんで、できれば普通の土ですね、そこをちょっと走行してみる。そういうようなことをしながら、これは自分じゃちょっと無理だとか、あるいはこれならうちの範囲なら乗れるとか、そういう判断ができると思うんです。そうした判断にのっとって、奥さんにやっぱり乗ってみようと思うというように、多分、今からはそういう人たちがふえるんじゃないかと思うんですが、全然乗らずに店へ行って買って、それがじゃあどうなるかということもまた一つの心配の種になるわけで、そういったことも考えてみると、やっぱり今から高齢者に対して本当に思いやりのある温かい政策をしていくためには、いろんなことをもう少し考えてもらって、本当に高齢者がありがたいと思っていただけるような施策をしてもらいたいと思います。

それから、車へ乗るよりもタクシー使ったほうがよっぽど安くつくよと言われる人がおられます。それはそれで結構だと思うんですけども、どちらかといいますと、先ほども言いましたように、シニアカーに乗って出かけると。近所の人たちとの会合に出かけて、心を広々としたところで落ちつかれると。そういったようなことを考えますと、タクシーで行くというのは、1キロぐらい離れておればいいと思うんですけども、ほんのちょっとそこまで、100メートル、200メートル歩くと足がしんどいと言われる人もおられるわけです。本当に足腰が立たなくなると、そういう人が利用するというんじゃないくて、もっともっと高齢者でも、70歳、75歳過ぎた人は、もうどなたでもいいですから使って、外出して、そして生きがいを持って健康に過ごしてくださいと。そういった施策をとってもらったほうがよっぽど私はいいと思うんですけども、そこらあたりのことはどのように考えておられるでしょうか。

認知症カフェとかいろんなところへ出かけて行って、とにかく健康寿命をふやすという、そういったことにもつながると思いますので、そのあたりのことも考えて、やっぱ

り自分の足でいつとなしに出ていけるといふ、そういったものをもっと重んじていただ  
いての施策ということをお願いしたいと思います。

先ほどの試乗ができないということにも加えて、じゃあこういったことがありますと  
いふようなことは考えられないかどうかをお教えいただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長（加島） シニアカーでございますが、介護保険の認定がある方は軽度  
者でも、先ほど答弁で申しましたように、主治医の先生らの意見書に基づいて支給する  
ことはできますので、認定があるかないかということにはなりますが、ある方について  
は、そういうふうにも現在も対応しております。

認定がなくて、どうしてもシニアカーに乗りたい、どこかに行きたいということになり  
ますけど、やはりシニアカーというのは、いわゆる安全な乗り物では、多分、車より  
ちょっと危険な状況かなと思っております。現在の熊野町の道路状況とかを考えると、  
町のほうとしても、率先してシニアカーに乗ってください、試乗もできますというふう  
にはちょっと持っていけない状況がございます。一番はやはり安全面で、シニアカーを、  
万が一、町が元気なときに補助をしても、その方が徐々に認知症なんかになられたとき  
に、介護保険であればレンタルですので、ケアマネジャーがついて、危険な状態であれ  
ば、レンタルをすぐにプランから外しますが、御本人さんが、万が一、そういうもの  
を購入なり、町が補助なりをして持っていらっしゃる場合には、そういうところが、車  
と今度と一緒に、シニアカーを本人がどうしても手放せない状況を、どうやって危険な  
状況から本人さんを安全なほうに導くかというようなちょっと問題も生じるかなとい  
うのが一番、今、懸念をしておりますので、あんまりシニアカーを高齢者の方で町が補助  
とか控除とかいうことは考えておりません。

行きたいところに行けないという状況はよくわかります。やはり自動車は非常に便利  
なものですので、行きたいときに行きたい場所に行けるといふことで、免許を自主返納  
された方が本当に困っていらっしゃるというのは、今回の高齢者の計画のアンケート調  
査でもよく出ておりました。やはりそこを補うことは必要だと思っております。町とし  
て補う一つの方法としては、やはりおでかけ号の充実ではなかろうかと考えております。

また、購入のほうですけど、バイク店なんかでは、やはり安全面を考慮して、余り購

入を勧めてらっしゃらないということでした。

今、介護保険のレンタル業者がちょっと中古のシニアカーですけど、購入のほうをされているというふうには聞いておりますので、もしそういうような認定がない方でどうしても乗りたいということがあれば、そういう業者も紹介しながら、御本人さんの要望に応じた支援策は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 立花議員。

~~~~~  
3番（立花） 今もお答えいただきましたけども、道路のことは何回も質問しましたけども、これはどうしようもないこと。できる限り、新しくつくる道路には歩道をきっちりしたものをつくりますということですから、それはそれでいいんだと思いますけども、先ほど、午前中の質問にもありましたけども、おでかけ号と、これに乗っていかれるというのも大変いいことだと思うんですけども、先ほど言いましたように、買い物と医療、お医者さんに行くというだけではなくて、やっぱり外に出歩く、買い物をしても、やっぱり自分自身がしっかりと物を見て買うというのが、人間誰しも本能的なようなものを持っているわけで、今からはだんだんと急激に高齢者がふえてきますんで、危険とかそうではないとかいう以外に、やっぱり自分の足を確保したいというのが多分あると思いますし、私自身ももう少し年をとったらやっぱりそのようになるんだろうと思います。おでかけ号にしても便数が多いければいいですし、あるいはまた、自分の思ったところへとめてもらってありられるというようなことであれば、それなりの自分なりの用途があると思うんですけども、なかなかそこまではいかないということを思いましたら、私は頭の中で中溝地区なんかのことをよく思うんですけども、お買い物に行くにもコンビニしかないといったらほかのお店に失礼なんですけども、そういうような感じのところというのは、タクシーにしてもおでかけ号にしてもそうとまれるもんじゃないと。そのことを思いましたら、やっぱり日常の移動手段としては、本当にシニアカーというのは今からどんとふえてくると思いますんで、できれば、何度言っても同じことだと思うんですけども、試乗ぐらいちょっとどこかのでできる、そのようなことをしてもらえばという、そんな思いで質問をさせていただいております。

高齢者の福祉に関するアンケートというのをされておりますけども、それを見させて

いただいても、やっぱり住みなれたところで暮らし続けることが一番いいということで  
すけども、それは近隣との挨拶をし合うとか、あるいは近隣の人との集まりとか交流す  
るとというのが一番望まれております。熊野町に住み続けたいかという質問に対しては、  
住み続けたいという人が多い、57.8%おられる。逆に、熊野町に住みたくない理由  
は何ですかということをお聞かせましたら、道路交通の便が悪いからというのが79.  
2%、それから買い物などの日常生活が不便だからというのが48.6%ということで、  
問題はもうはっきりしているわけです。

ですから、この際、いろいろ町のほうも財政があったり安全面もあったりするんでし  
ょうけども、もっともっと、この際、真剣に、真剣でないとは言いませんけども、考え  
てもらおうような方策を、私たちとお互いにいい案が出ていくような、知恵が出ていける  
ような、そんなことを考えていただければいいなということをおっしゃっていただいておりますので、なかなか相手があつてというか、老人の人たちの思いどおりに全てはならな  
いとは思いますが、少しなりとも熊野町に住んでよかったと言えるようなまちづ  
くりにもっともっと心を込めていただきたいということで、運転免許の自主返納後の移  
動手段については、これで終わらせていただきます。

それと続きまして、民生委員と児童委員さんというのはセットになっておるとい  
うことで、一緒に民生委員・児童委員とちょっと言いにくいんですけども、このなり手不足  
ということにつきましても、先ほど欠員のことをお聞かせいただきました。その欠員が  
できた要因ということもお聞かせいただきました。そして、担当ということもある程度聞か  
せていただきましたけども、この欠員が出て、原因はわかっているということをお言われ  
たんですけど、この欠員が出てもいいのかどうか、欠員が出て問題ないんですよとい  
うか、それは職員の方がそれだけちょっと仕事量をふやしてやればできるんですよとい  
うぐらいのことなのかどうか、そこらあたりのことについてお答え願いたいと思います。

~~~~~  
議長（山吹） 時光民生部次長。

~~~~~  
民生部次長（時光） 民生委員・児童委員さんの欠員につきましても、先ほど申しまし  
たとおり、全体の中で、地区で言えば2地区ほど欠員が出ております。この欠員、民生  
委員さんというのは地域で一番住民にとって身近な行政とのパイプ役ということをお考  
えましますと、やはり欠員というのはできるだけないほうがいいと思っております。欠員の地

域につきまして町が、今、対応したりとか、同じ地区の民生委員さんが対応して下さっておりますが、やはりきめ細かいそういった対応をしようと思ったときには、全ての地区で民生委員さんがいてくださっているということが一番よろしいかというふうに考えております。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 欠員ができて、どなたかが対応しているということなんですけども、その人はその人なりに自分の持ち場所、持ち分もあるんだろうと思いますし、私も実際にやったことがないし、見たこともありませんので、どれほど厳しいもんかどうかというのはわかりませんが、やっぱり欠員が出るというのは、ただ単にその人口が少ないだけではなくて、要因というのが、時間がないとか先ほど言われましたけども、その確保ができないとか、負担が多いとかいうことを言われたんですけど、そこらあたりのところの、具体的などという時間が必要なんだとか、例えば夜間でも行かないけんとか、そういったことを、具体的なことをちょっと教えてください。今の時間のことと同時に、業務の内容についてもよろしくお願いします。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） まず、時間で申しますと、定例的に民生委員さんに費やしていただく時間となりますと、毎月1回、民生委員・児童委員協議会の定例会というのがございます。これは半日ほどございます。それから役員の方につきましては、その事前に役員会、それもやはり半日ございます。そのほか敬老会の前でありますとか、そういうときには案内状を配っていただいたりとか、それから出席の確認といったものということで、3回、4回ぐらい活動していただくことになろうかと思っております。毎年あるというのはそういったところということになっております。

夜間等ということもあります。これは、突然、亡くなられておったりとか、そういったときには民生委員さんの協力を町のほうからもお願いすることがございます。これは業務の内容にもなるわけですが、そういった活動とプラス日ごろからの地域の方の見守りということで、心配な家庭がありましたら、そちらのほうへは訪問していた

だいたりとか、自主的に訪問もされておることもありますし、そういった業務内容という  
ことになっております。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 夜間に亡くなられたときとかいうのも、行かれていますという、大変な仕  
事だなというのを改めて思います。

敬老会の案内状というのも、民生委員さんがされているというのも、今、初めて聞い  
たんですけども、ここらあたりが民生委員さんのする仕事かどうかというのは私もよく  
わかりませんが、負担に思われるのであれば、極力別の方法を考えて、人数をふや  
すなり、そういったことは考えられないんかと思うんですが、補助員というか、そこら  
あたりのことは町単独ではできないことかどうか私もよくわかりませんが、そこら  
あたりのことがわかりましたらよろしくお願いします。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 担当地区の区割りで人数を変更ということはこれまでもしたことは  
ございますが、これは県等と相談をしながらということになるかと思えます。

それから、そういう業務を考えるということですが、社会福祉協議会のほう  
で地区社協というのを設けております。地区社協の中で福祉委員という方を、また、こ  
れは社会福祉協議会のほうからお手伝いしてくださいということをお願いをしている方  
がいらっしゃいます。そういった方と協力しながら地域の活動、そういったものは行っ  
ていただいているということですが。

それから、負担の軽減ということにつながるかどうかわかりませんが、先ほど部長  
からもありましたが、極力、抱え込まないですぐに役場のほうにつなげてくださいとい  
うふうなことを常々申し上げております。民生委員さんにできるといっても、無理があ  
る部分もございますので、とにかくすぐに役場につなげてくださいというお願いしまし  
て、そういった相談事につきましては、私ども民生課のほうで窓口になりながら、関係  
課のほうへすぐ振っていくというような対応もとらせていただいております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ありがとうございます。

大変厳しい仕事でありますし、また、本当に重要なんで、私たちにとってはかけがえないことだと思うんですけども、先ほど言いましたように、これは給料というか報酬というのではないと。今ほどの福祉委員さんが協力していくというふうなことを言われましたけども、報酬がない人と報酬というか、そこらあたりのすみ分けというか、民生委員さんは出かけていっても、交通費とかそこは出るんだろうと思いますけども、そこらあたりのことはきちとなっているのか、福祉委員さんのほうも同じようなことでボランティアでされているのか、そこらあたりのことを教えてください。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 福祉委員さんにつきましては、こちら活動費ということになると思いますが、社会福祉協議会のほうで、たしか年に3,000円ぐらいだったと思うんですけど、ちょっと記憶定かでないんですが、本当にわずかながらのそういった活動費の補助というのをしていたというふうに記憶しております。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 年に3,000円言われたんですか、今。年に3,000円だったら、福祉委員さんのほうもかわいそうな気がしますけども、そこらあたりのことは私もよくわかりませんが、どちらにしても、民生委員さんとどなたかが一緒にそろって活動されたときの、片一方は給料が純然としてないと。もう一方のほうはどこからか給料、職員にしてもそうですが、もらっているということがあったらちょっとおかしいような気がしますんで、そのあたりのことを、今、聞かせていただきました。

当然、ないものはないんですけども、民生委員さんというのは本当にボランティアでされていると。ボランティアだからできるんです。ボランティアでなくて金ももらったらできませんと言われる人もおられるそうですから、そうはいつでも、私たちがそれをう

のみにして、甘んじておるだけではいけませんので、できれば、午前中にもありましたが、ボランティアをするとポイント制度で何らかの見返りというか、商品が何かわかりませんが、そういったものができるというようなことを、来年度ですか、考えられているようですが、そういったものを利用して、金額でなくて、ボランティアをされている民生委員さんを特別というか、優遇してあげられるようなことは考えられないんでしょうか、よろしくをお願いします。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 先ほどの3,000円というのはちょっと私の記憶違いだと思います。変更があったこともあるかもしれませんが、済みません、金額はちょっとははっきり覚えておりません。

ポイント制度ということでございますけど、ポイントの商品の還元とかそういったものでいいますと、やはり有償に近いものになってしまうということがあるかと思えます。民生委員さんはあくまで無償のボランティアとして、その自覚を持ってやってらっしゃいます。中には、お金をいただくと、その分、責任が重くなるというふうなことも考えられていらっしゃる方もあるようでございますので、現状でのお願いということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 丸っきりボランティアなんですけど、先ほどの午前中の話では、高齢者と言われたですか、対象者が。ボランティアされている人、はっきりは私も把握してないんですが、65歳以上の人が多いんじゃないかと思うんです。ボランティアしながら、自分自身も運動というか、健康に対してのそういったことを一緒にさせてもらっているというようなことにも通じると思えますので、できれば民生委員さんはボランティアでやっているんだから、ポイント制度には対象にはならないというんじゃなくて、そこらあたりのことは一緒に含めてもらってもいいような気がするんですが、そこらはどうなんでしょうか。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 民生委員活動とボランティアポイントの関連性ということになると思います。

今はまだ新年度から町独自の制度として考えておりますボランティアポイント制度については、あくまでも具体的な活動に対して1回何ポイントというポイントのつけ方を考えておりますということで、例えば民生委員とか福祉委員とかになったからといって、何ポイントというようなものではないことを考えておりますということで、先ほどからも次長のほうが答弁をさせていただいておりますけども、民生委員に対しての給料については出ておりませんが、活動していただく上でかかる経費、これ、交通費も含めてですけども、研修の参加費等についてはやはり実費の費用弁償を出しておりますし、活動に対してのそういった費用については出しておるような状況がございます。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 活動されていることについての費用弁償はされているということで、年間5万9,000円でしたかね、それにプラスの9,000円ということで、それは年間ですから12で割ったらどれくらいになるんかわかりませんが、決して多い額ではありませんし、先ほどのポイント制度まだできてない段階ですから、今、どうこういうことはないんですが、できればボランティアされながら車で行かれるか、あるいは歩いていられるか、あるいはまた、いろんな行事に出て世話する人と一緒に運動されるかよくわかりませんが、そこらあたりのことは、少しなりとも思いやりで予算をつけてもらえればというような、予算というか、ポイント制度のほうに取り組んでいけるような、そんなことを考えていただければと思います。

それから、どちらかというと男性が少ないように思うんですけども、個人の家を訪問する際に、いろいろと不便な点があると思います。男性が少ないというのは、多分、意図的にそのようにしてあるんじゃないとは思いますが、例えば不正受給とか子供の非行とか、そういったものを自分が察知した場合、それを町のほうに報告すると、仕返

しという言い方はどうかと思いますけども、それなりに、私がこれを言って大丈夫だろうかという不安を持っておられるような人もおられます。そこらあたりのところはどのように指導というかしておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 地域でのいろんな情報を収集された場合、先ほどおっしゃったような仕返しというようなことを想定ということもあるかもしれませんが、先ほども申しましたように、すぐに町のほうへつなげてくださいということ、それがささいなときからでも早目につなげていただくということをお願いしておりますので、その後は今度は町のほうが、情報がどこから入ったかとかいうのは抜きに、そういう心配がある場合については、この辺を定期的に回っている中でお宅に来ましたとか、今、どういう調査をする中で来させてもらいましたとか、そういう理由づけをしながら対応したりとか、そういう形でやっておりますので、そういう心配は今のところはないというふうに思っております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ありがとうございました。

今、いろいろ聞かせていただくと、ますます重要さというのが認識できたんですが、どちらかという、町民というか住民の方々が民生委員さんの働きを理解されていない、そのようにも感じる場所が多いんですけども、なかなか民生委員さんはこうですよというPRというか、アピールのほうは、本人はボランティアだと思っておられるんでされないと思いますけども、そこらあたりのことをもう少し住民の方に理解していただけるような方法というのは、今までされておるんかもわかりませんが、どのように考えておられるか、そのことだけ、最後、教えてください。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 民生委員さんに関しての地域への周知でございますけど、民生委員さんは3年に一度、改選がございます。そのときにメンバーが変わられますので、そのときには町広報のほうで皆さんのお名前を地区ごとに載せさせていただいております。

それに加えて、民生委員さんみずから地域の方にできるだけ自分の顔を知っていただくように、いつでも声をかけてもらえるようにということで、地域のイベントでありますとか、例えば学校の行事、こういったものにもみずから積極的に参加いただいております。そのような活動で地域の方にも知っていただくというような努力もしていただいております。

以上でございます。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ありがとうございます。

丁寧なお答えをいただきまして、私たちもそういう活動を、今、認識しましたので、できる限り、民生委員さんはこうこうですよというのを伝えていきたいと思っておりますし、これからも町のほうとして大いに支援をしていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で立花議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時25分といたします。

（休憩 15時09分）

（再開 15時25分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

5番（沖田） 5番、沖田でございます。私からは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、子育て支援の充実についてですが、幼児期の教育、保育、地域の子育

て支援、母子保健を総合的、一体的に推進する子育て・健康推進課に今年度から子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対する総合的相談支援体制を構築するとともに、妊娠期から産後にかけて家事援助が必要な家庭にヘルパー派遣を行う産前産後ヘルパー派遣事業が開始されておりますが、現状と課題についてお伺いいたします。

次に、旧西公民館を改修し、子育て期の女性等を対象にした就業支援を行うとのことですが、具体的に何をされるのかお伺いいたします。

ネウボラ事業についてですが、子育て世代包括支援センターは広島版ネウボラとして、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップサービスや、身近な場所でいつでも相談できる体制や信頼されるためのサービスの充実が特徴や機能とされています。

安芸郡内では今年度は海田町、来年度は府中町がモデル事業となっておりますが、熊野町の今後の計画をお伺いいたします。

2点目に、熊野町障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画についてですが、障害者総合支援法、児童福祉法の改正等を踏まえ、平成32年度を目標として、障害者の地域での自立した生活を支援し、障害者保健福祉事業を効果的に展開するため取り組むべき施策の方向性を定め、障害福祉サービス等の見込み量を推計した新たな計画が策定されておりますが、次のことについてお伺いいたします。

熊野町障害者保健福祉計画の基本目標1、障害や障害のある人に関する理解の促進について。

事業項目4の人材育成と家族の支援について。

第5期障害福祉計画の成果目標3、地域生活支援拠点等整備について。

第1期障害児福祉計画の成果目標1、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について。

以上、2点について詳細な答弁を求めます。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

町長（三村） 沖田議員の二つの御質問、「子育て支援の充実について」と「熊野町障害者保健福祉計画及び第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画について」の御質問にお答えいたします。

1番目の「子育て支援の充実について」でございますが、子育て世代包括支援センターにつきましては、今年度、窓口を役場子育て・健康推進課内に開設し、妊娠期から子育て期に至るまで、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップサービスによる切れ目のない支援を行っております。

今後は、西部地域健康センターから旧西公民館を改修し整備する定住促進拠点施設に移転させる子育て支援センターと連携させ、一体的にネウボラ事業を展開させてまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問「熊野町障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画」についてお答えいたします。

障害福祉に関するこれらの計画につきましては、障害者基本法を初めとする関係法令に基づいて策定するもので、本町の障害者保健福祉事業を効果的に展開していくため、各種施策の方向性を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の見込み量を推計した計画となっております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~  
民生部長（光本） 沖田議員の二つの御質問に詳細にお答えします。

まず、1番目の「子育て支援の充実について」の御質問の1点目、子育て世代包括支援センターの現状についてでございますが、妊娠期から保健師等の専門職が深くかかわることにより、相談しやすい関係を築き、リスクの予防、早期発見、早期支援につなげることにより、安心して子育てができる体制の整備に努めております。

課題としましては、対応する職員のスキルアップのための研修体制の充実や、産後ケア事業等の新たな事業の創設を考えております。

次に、2点目の、子育て期の女性を対象とした就業支援につきましては、広島県ひとり親家庭等福祉連合会が実施する就業相談や職業訓練等の事業を活用しながら、ニーズに沿った各種講座等の開催を考えております。

3点目の、ネウボラ事業の今後の計画につきましては、定住促進拠点施設に移転させる子育て支援センターと一体的に行うことで、きめ細かな相談支援及び保健指導等を行ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の「熊野町障害者保健福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について」お答えいたします。

1点目の、人材育成と家族の支援についてでございますが、アンケート調査の結果からは、地域住民の障害理解が進んでいないといった意見や、障害を理由に差別を受けたことがあるといった意見があったことから、今回、障害者保健福祉計画の基本目標の一つ「障害や障害のある人に関する理解の促進」の中に、事業項目として加えたものでございます。

具体的には、障害者とのかかわりが多いボランティアのスキルアップ講座の開催や、障害者が進んで社会参加できるよう、関係団体や障害福祉サービス事業所等との連携を強化していくこととするものでございます。

2点目の、地域生活支援拠点等整備についてでございますが、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、専門性、緊急時の受け入れ機能などを含めた地域の拠点を整備することが国の指針で示されていることから、平成32年度を目標に設置を目指すものでございます。

具体的にはグループホームや入所施設、相談支援事業所等との連携が必要となりますので、今後、協議を進めていくよう考えております。

なお、本町のみでは設置が困難な場合には、近隣市町を含めた圏域での設置も検討していくこととしております。

3点目の、児童発達支援センターについてでございますが、こちらにつきましても、国の指針に従い、今回、障害児福祉計画の中で目標設定をしております。

児童発達支援センターとは通所型の児童福祉施設で、施設の専門機能を生かして障害児の相談やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助や助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設となります。これにつきましても、現在、本町にはそうした機能を有する施設がありませんので、今後、近隣市町と協議しながら設置を検討してまいります。

4点目の、保育所等訪問支援についてでございますが、こちらは障害児福祉サービスの一つで、障害児等が通う保育園や幼稚園などに指導員等が訪問し、対象児童への支援のほか、施設のスタッフに対して、対象児童の支援方法の助言や指導等を行うサービスとなります。これにつきましても、国の指針にのっとり、今回、障害児福祉計画に当該サービスを利用できる体制を整備するよう目標設定をしたものでございます。

今後、既存の障害児サービス事業所等に事業への参入を促していくよう考えております。以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 子育て世代包括支援センターの重要な目的は、母親の孤立感を解消するためにいつでも身近に相談できる場所があるということです。これは子供の貧困や児童虐待の早期発見や早期支援にもつながります。今、御答弁の中で役場の窓口に設置されました包括支援センターと旧西公民館改修後の子育て支援センターと二つを一体的に行っていただけということでありありがとうございます。

ただ、この気軽に相談できるということなのですが、現在、役場の子育て・健康推進課が窓口になっておりますが、気軽に相談できる場所というふうには言えないのではないのでしょうか。旧西公民館の改修後には、西部地域健康センター内にある子育て支援センターが移設されると伺っておりますが、同センターには保育士が常駐しており、母親にとっては気軽に子育ての悩みを相談できる場所として大変喜ばれております。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援として、移設後には将来的に保健師を常駐させ、母子手帳の交付ができるよう検討していただくことはできないのでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 次年度から事業開始いたします定住促進施設において、子育て支援センターを移設して運営するというので、現在のところ、職員配置については、現在の保育士3名について、今実施しております事業をそのまま実施するように予定しております。

今後なんですけれども、議員御提案のとおり、一つの子育て支援拠点施設としてあの施設を活用してまいりたいと考えております。その折に母子保健と一体となった、例えば先ほど言われました母子手帳の交付であるとかいうところも、体制を整えながら進めていきたいなと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 前向きな御答弁、大変ありがとうございます。誰も知り合いがない土地に嫁いできて、妊娠して不安を抱く母親も、子育て支援センター内で母子手帳を受け取ることができれば、保健師ともリラックスして話ができ、仲よく遊ぶ親子を見て心も和み、顔見知りになれば母親同士で相談できることもあり、大変心強いのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 現在、子育て・健康推進課のほうに設置しております窓口においては、やっぱり役所というような感覚があるのか、どうも敷居が高いような感じはいたします。新たに事業展開します施設においては、子連れの親子が来られて事業も実施してある、気軽に相談できる窓口になるのではないかというふうには考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） よろしくお願ひいたします

それでは施設のことについてお尋ねいたしますが、移設後の施設では、子育て支援センターと同じように、多目的室において子供たちが常に遊べる場所がつけられるということなんですけれども、現在の場所もコンクリートの上にクッション製のフロアシートが敷いてありまして、そこで親子が遊んでるんですが、これは現場でお聞きしたお話なんです。コンクリートの上に座っていると冬場は大変冷えるということで、クッション製のフロアシートだけでは、なかなかやはり底冷えするといいますが、そういったことがあるってというようなことも伺っておりますし、また、子供が遊んでいるときによく転倒します。子供は頭が重たいので、転倒した際に、頭を打つということがありまして、現場のお母さんたちも保育士さんもそうなんです。やはりコンクリートの上ということがありまして、大変心配をされております。

そういったことについて、新しく旧西公民館で施設を建設するに当たり、その点どのようにされているのかお伺いしたいと思います。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 多目的室でございますけれども、まず既存のコンクリートがありますが、その上にメガフォームといいまして、発砲スチロールの10センチぐらいのをちょっとひきまして、その上にコンパネをコンパネいいますか合板ですよね、これ張りまして、その上にタイルカーペットという、ちょっとカーペットちょっと厚いやつをひくようにしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。現在よりはよくなると考えてよろしいんですね。

それと、施設内に子供の背の高さの手洗い場があるんですけども、冬場は水しか出ないということで、できればお湯が出たほうが望ましいというような声も伺っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 現在、保育所とか幼稚園の中でも、手洗いのところにいうのは特に設けておりませんので、もし、湯が要るということになれば子供便所を設けております。その中では、ちょっとシャワーみたいなのがありまして、そこには湯が出るようにしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 現在の施設になくて、新しくできる施設にふえたものとして、トイレの

中に、今おっしゃっていただきました子供用のトイレが設置されるということで、これは大変ありがたいことだと思っております。今、また手洗いの場所もそちらのほうに行けばお湯が出るということで、対応していただけるということで、大変ありがとうございます。

現在の施設は、隣接しております遊具がありまして、施設を出たら、すぐに外で遊具で遊べるといったような状態なんですけれども、新しく移設されるところには、今、工事中なんですけれども、遊具はどのようにお考えでしょうか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 本当に小さい子供の遊具ですけれども、小さいすべり台、それから砂場を置くようにしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） はい、ありがとうございます。丁寧に考えてくださっているということで感謝申し上げます。先ほど大瀬戸議員もおっしゃられましたが、今ある施設よりも悪くなるのではなくて、今よりもよくなったねっと利用者の方に言われるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、子育て期の女性を対象にした就業支援についてなんですけれども、スキルアップのための講座を開催予定であるということですが、具体的に就労に結びつくような支援はしないということでしょうか。

以前に役場に相談に来られた方には商工会を紹介されたと伺っておりますが、例えば、町内の事業所で求人募集があるなどの情報提供などはされないのでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 今現在、広島県のひとり親家庭等福祉連合会が県から委託を受けております事業で、就労相談、職業訓練等の事業をされております。それら

の事業を活用しながら、住民ニーズというか、アンケート調査等を行いながら、ニーズに合ったような事業を今後展開していきたいと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） それでは、直接就労に結びつくような支援はしないというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 職業紹介であるとかっていうところは、現在のところは考えておりません。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 広島市に子育て中の母親のための就労支援施設としてマザーズハローワーク広島というのがございますが御存じでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 広島市のほうに県と厚労省のハローワークが合体したような施設ということで、職業紹介であるとか、そういったような事業を展開されるというのは承知しておりますが、実際にはそこへ足を運んだことはございません。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） せめてこういったお母さんたちのためのマザーズハローワークという施

設がありますよというような紹介ぐらひはしていただくとありがたいなと思うんですが、このマザーズハローワークの中には、授乳スペースやチャイルドコーナーも完備されておりますし、子供を見ていただきながら、お母さんが一人ずつパソコンの前に座って地域別に選んだり、職業別に選んだりしながら、直接仕事を探せるようになっておりますので、ぜひとも、こういった施設があるということを紹介していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） こういった施設とか職業を紹介してくれるところがあるよというような情報提供については、どんどんしていきたいなと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） はい、ありがとうございます。

ネウボラ事業につきましては以前にも質問させていただいたんですけれども、産後ケア事業として、産後うつ予防、新生児の虐待防止という観点から、産婦健康診査の助成についての検討をするとの御答弁がございましたが、その後どのように検討されたのか、お伺いいたします。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 以前御質問にあった産婦健康診査、ちょっと次年度においては、ちょっと事業を実施するようには予定しておりません。次年度において、新生児の聴覚検査を実施していきたいと思います。いろいろな子育て支援のサービス等ございます。ネウボラ事業を展開していく中で、職員のスキルアップも当然なんですけれども、そういったサービスも、少しずつではございますが、充実させていきたいなと考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 県では、全市町で産後ケア及び産前産後サポートを実施する方向性を示しておりますので、今後も前向きに検討していただきたいと思います。

広島版ネウボラ事業においては、日常生活圏域ごとに相談窓口を設置とありますが、おおむね中学校区に1カ所とされているようです。その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

子育て・健康推進課長（隼田） 現在、庁舎内にセンターのほうを設置しております。次年度、定住促進施設で支援センターのほうを新たに事業展開していくわけですが、その施設においても、子育て支援拠点施設として、ネウボラ事業を一体的に展開していきたいというふうに、町内で2カ所ということで考えております。以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） ありがとうございます。ネウボラ事業のモデル市町では、センターの名称も尾道市では「ぽかぽか」、福山市では「あのね」となっており、海田町では、ひまわりプラザで事業を実施することにより、より親しみやすい場所となっております。熊野町においても、仮称ではありますが、こども夢プラザを中心として、利用者が親しみやすい場所で事業を実施していただくことを要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、熊野町障害者保健福祉計画の基本目標1、障害や障害のある人に関する理解の促進について、事業項目4の人材育成と家族の支援についてですが、障害者の権利に関する条約においては、障害のある人があらゆる人権、自由、平等を共有し、地域社会で生活する権利があること。また、障害を理由として差別することや、その他の権利、利益を侵害する行為をしてはならないことが明確に規定されていますが、依然として障害者への差別や偏見が少なからずあることがわかっております。

関係団体等の連携強化について、障害者とその家族への支援の充実について具体的にお伺いいたします。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 関係団体との連携、強化、そういったところでございますけど、障害のある人が進んで社会参加できるように、町の社会福祉協議会でありますとか行っております地域の活動、そういったものへ参加できるようなそういった取り組みを社協のほうにも促していきたいと思っております。

それから、障害のサービス、提供事業所等の情報提供、こういったものも連携を図ることを計画の中では掲げておるところでございます。

それから、「障害者とその家族への支援の充実」でございます。これにつきましては、一番は相談というのが一番だと思います。特に、やはり相談乗るでも専門知識を持った方が対応するというのは、これは重要なことになってくると思います。そういった意味では、そういった事業所と連携強化いたしまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 障害について理解してもらい、保護者の大変さもわかってほしいとの声も伺っておりますので、今後も支援を強化していただきたいと思っております。

次に、第5期障害福祉計画の成果目標3、地域生活支援拠点等整備についてですが、障害のある人の高齢化・重度化や、親なき後を見据えて地域で安心して生活するために必要な機能である各種相談への対応、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、人材要請等による専門性、地域の体制づくり等、これらの機能を担う拠点を平成32年度末までに1カ所整備するとのことですが、この事業を進めていくためには、整備内容を検討するための協議会の設置が有効と思われませんが、熊野町の現状をお聞かせください。

また、この整備手法については、多機能拠点整備型と面的整備型の二つが示されておりますが、整備手法についてはどのような形をお考えかお伺いいたします。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） まず、拠点整備のための協議会の設置でございますけど、これは、現在、計画策定に当たりまして自立支援協議会というのを設けております。

この計画の進捗状況等も今後そちらで評価をいただくことになろうかと思えます。それをそのまま充てるのか、また、さらにその中に充実させるのかということもあると思えますが、それをもとに検討していきたいと思っております。

それから地域生活支援拠点整備でございますが、どうしても一体的に整備するとなると、入所施設、それからショートステイ等、やはり施設整備等も絡んでまいりまして、また全ての機能を1カ所に集めるということになりますと、熊野町のこの面積、この地域の状況ではなかなか難しいものがあるというふうに考えております。

こういったことから、例えば安芸郡、もう少し範囲を広げるかもしれませんが、面的整備ということを考えざるを得ないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 面的整備型のメリットは、現在のサービスを有効活用でき、財政負担が少なく済むことですが、町内においては、障害者のための日中活動サービスや短期入所、グループホームや相談事業など、一法人で行っており大変負担が多いと伺っています。相談支援については町で行うことはできないでしょうか。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 議員おっしゃるとおり、さまざまな必要な施設、こういったものが1カ所の法人でされておる状況でございます。また、相談支援事業につきましても、現在、障害者を対応しております社会福祉協議会等では、やはり人材の関係から今後の対応は難しいというような状況にもなっております。町といたしましては、来年度予算に計上させていただいておりますが、これは単純な相談支援事業といたしまして、本来、

事業所がつくります計画、サービスの利用計画、これ、今度本人さんにつくっていただくことになろうかと思うんですが、ただ、そのお手伝いを十分にさせていただくための専門の職員を置かしていただきたいと考えております。

ただ、これは本来であれば、面的整備を考えますと基幹相談支援事業所という困難事例を対応したりとか、相談支援事業所間の調整をとります基幹的な役割のものが必要になります。これは24時間対応とか、そういったもっと深いものになりますが、来年度うちのほうで予定しておりますのは、相談支援事業所のかわりになるような補助的な機能としての職員の配置ということを考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 補助的な配置、大変ありがとうございます。障害者が地域生活を送るに当たり、本人が高齢化し重度化することにより、介護者の負担が大きくなります。また、家族が高齢化することにより、介護力が低下し生活基盤となる暮らしの場が不安定になります。また、親族等の頼れるものの減少があり、介護者の突発的な病気やけが等のリスクも高まることから、障害のある方が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らしていくための新たな障害福祉施策として地域生活支援体制が求められておりますので、今後とも一層の努力をしていただきますことをお願いいたします。

児童発達支援センターと保育所等訪問支援について、町内に実績があればお伺いいたします。

議長（山吹） 時光民生部次長。

民生部次長（時光） 児童発達支援センターと保育所の訪問と指導でございますが、保育所の訪問につきましては、現在1件、特別支援学校のほうに行かれていますお子さんについてそのサービスを使われて、その子に対してどのような指導がいいか、そういったことを学校のほうで指導されているというのが1件ございます。

それから児童発達支援センターということでございますけど、私ども町といたしまして、これも随分なるんですが、相談支援事業を実は府中のほうの児童発達支援センター

のほうに委託をいたしまして相談に乗っていただいたり、保育所等訪問いただきまして、これは個人的なものではなくて、その園が抱えている問題等の指導を行っていただいているところでございます。

現場の話をお聞きしても、その事業所で働いていらっしゃるすごい専門の方に来ていただいて、すごく参考になって助かっていると、そのような声をお聞きしております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 核家族化の進行により身近に相談相手が不足しており、子育ての孤立化が進んでいる中、障害児を育てる母親の不安や負担ははかり知れないものがございます。以前のアンケートでも、言葉の発達支援をしてほしいといった声もありました。児童発達支援センターを望む保護者の声は年々ふえており、熊野町単独での設置が困難な場合には、関係市町の協議により圏域で設置することもできますので、今後もより一層の努力をしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、6番、片川議員の発言を許します。片川議員。

6番（片川） 6番、片川でございます。今回、通告に基づき1点グラウンドゴルフ場建設計画について、建設計画の経緯、そして詳細等計画の考え方を問いたいと思います。

二つ目、春から夏に向けての住民生活と密着した行政の方向性と指針ということでございまして、春先より秋口まで多く出る草の処分について、一般的に草刈りをした後の処分等について、農業振興を掲げる中、従事者が高齢化しているその負担軽減への対応、そして野焼き等されることがあると思うんですね。住民間トラブルへの現時点での対応と、将来への対応策、その考えを問いたいと思います。

関連して定住促進をしっかりと図っていただく中で、新しい住民ふえておるところでございます。従来の住民間、相方への理解努力、そして対策を問うところでございます。

議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~

町長（三村） 片川議員の二つの御質問、グラウンドゴルフ場建設計画についてと、春から夏に向けての住民生活への行政の方向性と指針についての御質問にお答えいたします。

一番目のグラウンドゴルフ場建設計画についてでございますが、近年、本町でもグラウンドゴルフの愛好家が増加して、毎朝町民グラウンドや各地区の広場、公園などで活動されております。そういった状況から、多くの町民からグラウンドゴルフ場専用のコース建設の要望が寄せられております。前年度から筆の里工房周辺の再開発事業にあわせてグラウンドゴルフ場専用コースの建設も研究してまいりましたが、条件的に厳しいため、他の地区において慎重に適地を調査してまいりました。その結果、現在、町民グラウンドの熊野ファミリー公園西側の山林に整備を計画しているところでございます。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

次、2番目の御質問、春から夏に向けての住民生活への行政の方向性と指針についてお答えします。

春先から秋口ごろにかけての草の処分ということでございますが、本町は農地と住宅が隣接しているところも多く、昔のように野焼きが許容されにくい状況であります。また、農業を取り巻く環境も変化し、高齢化が進み後継者も不足するなど厳しい状況にあります。非常に難しい問題ではありますが、現状といたしましては、法令にのっとり適切に対応しているところでございます。

詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

~~~~~

議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~

教育部長（民法） 片川議員の一番目のグラウンドゴルフ場建設計画についての御質問に詳細にお答えいたします。

町内のグラウンドゴルフ人口の増加と町民グラウンドの過密化、また高齢者でも簡単にできるスポーツで、健康寿命の延伸の観点から、グラウンドゴルフ専用コースの整備について計画をしているところでございます。

本年度、利用者の多い町民グラウンドのくまのファミリー公園西側の山林に、建設可

能な適地を選定しまして基本設計を行っております。

基本設計の要件として、開発面積は1ヘクタール未満、自然な地形を活用して、天然芝の8ホール2コースで、日本グランドゴルフ協会の認定コースとすることなどを基本としています。

なお、計画推進に当たっては、町民グラウンドで活動しているグランドゴルフ利用者にアンケートを行い、その意見等を踏まえて、整備計画を進めております。

しかしながら、開発面積や費用の面から、トイレは現状の施設を利用しながら、体育館裏側を整備して駐車場を増設し、管理はNPO法人に委託することなどを考えております。

今年度中に基本設計を終了して、来年度は実施設計を行いまして、コースの形状等を決定する予定でございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） 片川議員の2番目の春から夏に向けての住民生活への行政の方向性と指針についての御質問に詳細にお答えいたします。

春先から秋口ごろにかけては、一年で最も草の伸びる時期で、町内各所で草刈りが行われます。その際に発生した刈り草は袋へ入れて可燃ごみとして出されたり、農地では、ある程度をまとめて焼却、いわゆる野焼きをされているケースもあります。

特に、高齢化が進む農業従事者にとっては、草刈りは大変な作業であり、その場で焼却することが多くなると考えられます。

野焼きに関しては、町に「におい、けむりなどに苦慮している」「洗濯物が干せない」などの苦情が寄せられていると同時に、農家の方からは「草を焼いてはいけないのか」といった問い合わせをいただくこともございます。そもそも野焼き、屋外焼却については、法律で原則禁止をされておりますが、例外として農業などで発生した草類等の償却は認められております。

苦情を寄せられた方には、丁寧に説明し、理解を得るとともに、農業者へも焼却自体は可能なものの、焼却する量、時間、風向きなど、ある程度の配慮をお願いしているところでございます。

また、小さな野焼きが火災になる恐れもあることから、焼却前の消防署への連絡や、バケツに水を用意するなど、防火の面からのお願いもあわせて行っているところです。

将来への対応につきましては、法改正や住環境の変化がどのようになるか、推移を見守りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

定住促進の観点からも、こうした状況を御理解いただく必要があるかと思いますが、地域の特性や、地域コミュニティの重要性をしっかりと伝え、住民双方に十分な配慮に御協力いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） ありがとうございます。グランドゴルフ人口の増加に伴い、生涯スポーツの一環としてスポーツ健康寿命延伸の観点から計画とのことでございます。

これ、私は賛成でございます。反対ではございませんが、ただ、熊野町のスポーツ人口が大変多くなっておりますね。多数おられます。また、グランドゴルフだけではないですが、競技自体多数ございます。

その観点から、年代層にわたっているいろんな競技種目があると思いますが、今グランドゴルフに対して力を注いでやろうではないかということではあったんですが、そういうふうな生涯スポーツの観点から、近い将来に向け、総合運動公園構想というものがあるのか。近くで言えば、海田町にもございますね。

全体的に町民の健康増進、そして年代を重ねていって、いろいろな効果が出てくるものに対する、スポーツに対する支援をしていくんだということにおいて、例えば、野球場の整備とか、テニスコート、陸上競技場とか、ジョギングコース、それから、サブアリーナ等とか、武道館とかというような整備の今すぐやるという答えを求めるとるんじゃないんですよ。そういう構想をもとに、まず手始めに、今グラウンド整備をしてやろうじゃないか。そこで野球ができるじゃないか。陸上ができるじゃないか。ほかのスポーツもできますね。その上で、今とりあえず、その辺はその辺にしておいてグランドゴルフ場を整備するんだよと。しかし、さきの生涯スポーツに向けて、いろいろな構想は町として持ってるんだよと。ここのお考えをお伺いしたいと思っております。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 今年度計画しておりますグランドゴルフ場、こちらのほうを計画を入れまして、総合的にと申されたのですが、現在のところ、来年度グラウンドを改修していくということで、グラウンドを改修すれば、広く、今までみたいに雨が降った翌日は使えないとか、そういったことがなくなりますし、グランドゴルフ場を将来整備していきますと、このグラウンドも、もっと有効に使えるということで、今のところ大きく生涯スポーツ全体の構想までは、まだもってはありません。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） ありがとうございます。グランドゴルフ場の整備ですね。本当に悪いとは思っておりません。

ただ、ほかのスポーツに対しても注視していただいて、ほかのスポーツをしていく、生涯スポーツを重ねて健康増進をしていく上で、その延長線上にグランドゴルフということをする世代の方が多いということも頭に置いていただきたいなというところを、まずお願いしておきます。

それで、続きまして、今答弁の中にございました駐車場を体育館の裏のほうで、ちょっと整備される。その上で、ある程度賄おうじゃないかということであったんですが、今現在、体育館の駐車場は何台とめられると思われておられますか。

議長（山吹） 藤川生涯学習課長。

生涯学習課長（藤川） 正しい数字のほうは、ちょっとわからないんですけども、大きな大会をするときには、駐車場が足りないのので、熊野高校の駐車場を借りて大会をしているという現状がございます。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） よく頑張って140台ぐらいかと思われます。高校のほうを使わせていただいて、180から200台ぐらいになるんかな。無理やりすればなるんかなというところあるんですが、これ、県の施設ですよ。高校のほうは。必ず貸していただけるというところじゃないんですね。その辺は加味された上で、新しい施設をあの地域につくられて、駐車場の増設を何台考えておられるのか。

今、現況で大会が2つ、グラウンドのほうでの、例えばソフトボール、中でバレーとかいうふうに重なることは多々ございます。このときに駐車場は既に足りません。ここで何台を見込んでおられるのか。どのように、何台をふやせば、何台補えて、何台あふれるのか。ここまで考えておられるのでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~  
教育部長（民法） 今、グランドゴルフを午前中にされてる方、車で来られてますので、本当はかなり多くなってるというのは承知しております。

今回、増設というのを考えていると説明したわけですが、現在のところ、体育館の裏側に計画したところでも34台ぐらいは増設できるということですが、それ以上になりますと、やはり他の開発等がかかわってきますので、これ以上は難しいかと思えます。

やはり今、熊野の体育館は、まだ無料でございます。例えば、海田の運動公園のように有料駐車場にすれば、減るのかもわかりませんが、今1人1台で来られますので、本当、駐車場は狭くなっております。大きな大会のときには、例えば、第四小学校ですね。今もこの前の駅伝大会では借りております。

やはり皆さんが乗り合わせとか、公共交通機関等を利用していただくようにPRしていかないと難しいかなと思っております。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） そうなんですね。部長はよくわかっておられる。公共交通機関を使わないと難しい。ただ、あそこまでの公共交通機関はあるんですか。よくわかっておられる

割には、答弁が寂しいなというところなんです、それはもう答弁はいいです。

ただ、そのぐらいのことなんですよね。現実問題ね。藤川課長も把握しておられなかったわけですが、台数がかかり制限があるんですよ。

片方では、健康増進のためにスポーツをしましょう。そのためにそれだけの設備を熊野町は設けております。皆、しっかりスポーツをしてくださいよと。それにプラスアルファ、グランドゴルフを各地域でやっておられます。

これ、34台かな。今ふやしてやろうじゃないかというところであったんですが、利用目的として、今体育館・グラウンドがつくられて利用されてる中で、グランドゴルフ場をどのような形で、どういう方たちが利用して、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

~~~~~  
議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~  
教育部長（民法） グランドゴルフの利用者でよろしいですか。

グランドゴルフのほうは、例えば、今回の計画に当たって、アンケートをとった団体でございますと、町のグランドゴルフ協会、それから、あと筆の里スポーツクラブ、このスポーツクラブの中には4つほど団体がございまして、この4団体、筆の里スポーツクラブ4団体で実施人数は258人ぐらい。しかし、重複で入られてますので、人数のほうは380人ぐらいおるということなんです、そういったところから、うちのほうはアンケートをしてグランドゴルフのほうで整備についてやっておるところでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番（片川） 私の質問も悪いんでしょうが、ちょっと今答弁がよくわからなかったんですが、要するに、整備されて、基本計画として、整備した後にどのような方々、それが今筆の里、それから、グランドゴルフ協会、その中の下の組織というものもありませんが、どのぐらいの程度の人数の方々が、今各地域でやっておられますね。各地域でやっておられるのが、あそこにコースをつくることによって、どのような方々が日々使

っていかれるのか。一日にどのくらいの方が利用されるのか。例えば、週に何日、月に何日、使われるときの一日に対してどのくらいの時間が使われるのか。これ、どの辺まで構想をもっておられるのでしょうか。

基本設計をしていく上で、グランドゴルフ場1つとれば、グランドゴルフ場の設計というものが、ある程度見えてくると思うんですね。認定コースであれば、3コースね。これが基本になってくると思うんです。それが2コースであろうと、1コースであろうと、それは使い方によって構わんと思いますが、今の駐車場のことが非常に気になる。「駐車場がないから行けないよ」という苦情が、後からどんどん出てくるんじゃないかと。出てくるのであれば、その想定もしておられるのか。何人くらい使われるよと。今体育館はどのくらい使っておられるよ。これだけ駐車台数がありながら、使えない。足りないときがあるんだよ。これ、何年も、何年も駐車場が足りないという問題は、各大会をやるごとにあるわけです。平素の利用のときにも、多いときは足らなくなるときも出てきてるんですね。

だから、それがわかっておりながら、わからないことはないと思うんですね。教育委員会のほうもですね。わかっておられながら、新たなところを整備する。新たなところを整備するのに何台ふやさなきゃいけないのか。これが設計の中に入ってきておるのかな。構想の中にあるのかなというのが、非常に不思議に思うんですね。いかがでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~  
教育部長（民法） 今、駐車台数のこと、いろいろ聞きまして、まず、私も先ほどは悪かったんですけども、今グランドゴルフの利用者のほうは、大体、平日の月曜から金曜まで午前中は各会員の方が利用されております。この方が現実にはグランドゴルフ場のほうを利用させていただくと。そうしますと、グラウンドのほうがあきますので、今度は町民グラウンドの本体のほうでは、いろんなスポーツのほうができるのではないかと考えております。

ただ、駐車台数に限りがありますので、やはり、先ほどから申されます、いっぱいいても、許容量は決まっていますので、こういう団体の方ですので、やはり乗り合わせをお願いするしかないかと思われまます。

あと、グランドゴルフを利用して、その使い道ですが、平日の午前中は今までどおりの利用者、あと空いたときには、兼ねてから要望のある大会なんかには、土日はしていただくのがいいんじゃないかと、今計画しております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 今のところ、そういう利用状況について、余り構想がないと。駐車場に対する配慮も、余りできてないのかなというところなんです。今年度中に基本設計をなさるんでしょうから、来年度、実施設計にかかられると思うんですね。

まだまだグランドゴルフの利用者、この意見の吸い上げもないと思うんです。余りできてないんじゃないのかなというところがあります。

それと同時に、場所が場所です。グラウンド、体育館、それに併設してくるところですから、駐車場も含めて、利用状況をもっとしっかりと把握されて、設計を進めていただきたいなというところをお願いしておきたいと思います。

それと、もちろんトイレもなんですね。今、駐車場も同じなんです。利用状況を把握された上で、トイレが足りるのかな。熊野高校側にはたくさんありますね。体育館内、そして、今の公園の下、公園の下のあの数で、あそこの位置にグランドゴルフ場をつくったときに、トイレは間に合うんでしょうか。

議長（山吹） 藤川生涯学習課長。

生涯学習課長（藤川） トイレでございますけれども、議員がおっしゃられたとおり、熊野高校側のトイレのほうは、女性のほうが洋式が4、和式が2の6つ、それから男性のほうは小使用が5つ、和式、洋式それぞれ1つずつ、それから多目的トイレがあります。ファミリー公園付近のトイレですけれども、そちらのほうは、女性のほうが洋式、和式1個ずつ、それから男子のほうは小使用が2つの和式が1つということで、半分以下となっております。

もちろん、トイレへ行っていただくのには、体育館のほうに歩いて行っていただかなきゃいけないというところで御不便はかけるかなとは思いますが、一応、そうい

うところも加味して、なるべく歩く距離がそんなに長くない。それから、余り高い位置にはつくらないというふうなところで基本計画をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 1ヘクタール内でいうところの計画ですね。いろいろ法令もひっかかってまいりますところでしょう。開発もかかってくるところでしょうから、私が何を言わんとしとるかといいますと、いっさんきに皆やれというわけじゃないんですね。どういうふうな利用状況、もちろん、グラウンド、体育館、そしてグラウンドゴルフ場、全部あわせてつくったときに、今現況では2コースしかできないよと。トイレもそこへもっていけない。駐車場も併設できない。競技を、ちょっと体育館側から、グラウンド側から離れたということになると、倉庫も要りますよ。グラウンドゴルフ場の整備をする倉庫、整備をするための道具、用具、そしてグラウンドゴルフの用具、こういったものの計画も必要なんじゃないのかなと。

ただ、今現時点で法的なものを加味した上で予算、そして法令的なものと、開発等に気を使ったときに、でも整備をしてやろう。そのときの構想に、将来的には、ここをもうちょっとこうしようかと。認定コースにするんだよと。2コースで認定とる。本来なら3コースあったら、まだ人が集めることができる。熊野の人を呼ぶこともできる。大会も本格的にできるよというような構想をもったりとか、利用者は高齢者が多いよと。トイレも近くになきゃいけないかと。駐車場も近くへつくってやろうじゃないかというような構想が、今現時点では無理にしても、先々は、この土地ならこういうふうにはできるんじゃないかというような計画をもった考え方というものはできないものなんでしょうかなという気がするんですね。今の現時点ではどうですか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 構想ということでございます。

現実に今回のコースでは開発の関係で2コースということにとどまっておりますけれ

ども、将来的に要望がふえれば、また付近のほうを開発できれば、またふやしていきたいという構想はございますけれども、あくまで、今の段階では、はっきりとしたことは申し上げられません。

上には多目的広場がございますので、そういったところを活用してもらえれば、3コートは十分できると思いますので、そういったところの利用も今後、うちのほうからも働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 済みませんね。大変お答えづらいことを答えさせたようですね。

今、構想がなくてもいいんですよ。例えば、今からもってくださいよ。全体像を見ていただいて、町民グラウンド、町民体育館、そして、今からつくってやろうとされる、おっしゃってくださるグラウンドゴルフ場、これを全部踏まえた上で、そして、利用状況をしっかりと把握していただいて、全ての競技に至って把握をいただいて、駐車場がどうなのか。競技をされる、スポーツをされる方の状態がどうなのか。トイレは要るのか。駐車場がどのくらい要るのか、しっかりと考慮いただきたい。

それを踏まえた上で、賢い方がそろっておられるんですから、プロばかりです。将来的にここをこうすりゃ、こういうふうにふやせるじゃないかというような構想を基本設計の中に練り込んでいただきたい。そして、実施設計に移していただきたいような気がするんですね。ここをお願いしておきます。

それと、せっかくしていただける。そのことにけちをつけるんじゃないでございますが、先ほどもお伺いしたように、税金を投入して、設備を整備していただくわけですね。これに際しての、例えば、採算を求めていくとしたら、NPOに丸投げなんだから、うちには知らんよというんじゃないかと、こういう大会を開く。熊野にこれだけ経済効果が出る。年間を通して、これだけやっていこうじゃないか。それじゃ何年したら、このくらい経済効果が出るじゃないかというような観点での計画はございませんか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 町民グラウンドの利用です。まず、利用料金ですね。現在でいいますと、大体、多目的芝はりの利用でも1時間200円ぐらいですので、今後、使用料の見直しをしたところで、利用料金のほうで経済効果は、やはり町にとっては望めないところではございますけれども、高齢者の方々が元気でスポーツをされる。健康増進、介護予防、こういった面から見ますと、住民が元気で病気にかからず長生きすれば、そちらのほうがかなり経済効果があるかと思しますので、そういった面から、うちのほうは十分採算は取れるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 民生費の軽減にもなるんじゃないかというところで、生涯スポーツ、健康増進に当たって、プラマイ取れるんじゃないかなろうかと。これは、そういう考え方なんだろうかなという感覚なんですね。

1つお願いしておけば、使いやすい料金と、維持していくためのある程度の予算の取得、ある程度、ほんの微々たるものでいいんですが、そこも少しずつ今から考えていかにやいけんところじゃないかなというところがございます。

それと、もう1点、非常に気になっとるんですが、ないでしょう。めったと。ただ、これ前例がございますね。三石山。これに対しての行政の考え方ですね。どう思われとってでしょうか。前例のあった三石山の崩れた状態を我々も目の当たりにしてきたわけなんです、まさにあそこですよ。これをお伺いします。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 豪雨で土石流が流れたというのは、記憶に私らは残っておりますのでございます。

土石流が起きたということで、上には砂防堰堤ができてるということで、安全な場所になっておると私自身は認識しております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 安全が確保されておるんだらうという答弁でございました。

いずれにしても、完璧なものはございませんので、この情報の周知も、我々は町内でおりましたので見ております。近年熊野町に来られて、そういうところなんだよというところを知られない方も、無駄に不必要に騒ぐ必要もございませんが、安全・安心、こういうものをしっかり周知していただいおく必要があるんじゃないかと思ひます。

それも含めて、教育長、最後にお伺ひいたします。教育委員会の長として、健康寿命延伸の観点から計画を行うということでございました。この考えと、そして生涯スポーツ、少年スポーツ、それも含めて、年代を重ねて、教育の観点から、生涯スポーツ、また、若いときからこのグラウンドゴルフにかかわる年代に対しての考え方を、最後にお伺ひしたいと思ひます。

議長（山吹） 林教育長。

教育長（林） グラウンドゴルフの問題から発生したことでございますが、ちょっとここからは私見でございます。ちょっとですが、確かにこのグラウンドゴルフというのは、昭和57年、1982年、鳥取県の東伯郡の泊村の生涯学習課がスタートとしてつくられたと思ひます。そして、これはどちらかというところから競技スポーツというようところから始まったように、私は認識しております。そしてその当時のいわゆる健康寿命、いわゆる寿命ですね。男性が73歳前後、女性が79歳ぐらい、そして現在では、この26年間の間に約9年ぐらい、いわゆる健康寿命が延びております。そして高齢化社会というのが非常に、団塊の世代、私たち団塊の世代を含めて、いわゆる競技スポーツよりも、先ほど来、ずっときょうも話題になっておりますが、健康維持のためのスポーツというところでございます。移行してきているように思ひます。したがって、これが単純に、町の誰かがやらんやいけん、逃げる気は毛頭ございませんが、いわゆる単に、これは生涯学習課とか、教育委員会かという認識だけでは成りゆかなくなっている時代ではなからうかなというふうにお伺ひしております。

それで、先ほど来、ずっと、片川議員も言われましたように、いろんな方向からものを考えていかんやいけん、総合的に考えていかんやいけんというのは、これは重々

承知しておりますので、今後も予算には限りがあります。そしてすぐやれということじゃないということでございます。誰かがやらなければならないので、そこらも総合的に、それこそ町長部局を中心に、そして最終的には町長さんの思いを、私も前から言っておりますが、熊野町の組織の一員でございます。教育長ではございますが。したがって、その町長の夢の実現というんですか、それに向けて今後も邁進してまいります。ありがとうございました。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） ありがとうございます。

町長部局のほうの考え方に基づいて、こういう整備をしていこうというのは、声は聞こえてきておりました。ただ、担当部局の長でございますので、一度お伺いをせにゃいかんという思いで、お伺いさせていただきました。

そして、町長部局のほうもそうですが、教育委員会として教育長、これはしっかり、健康増進のことは生涯教育、生涯スポーツを通して考えていただかんといかんのですね。この辺もしっかり教育長として、町長と肩を並べて、教育のプロなんですから、しっかり自信を持ってやっていただきたいということで、この質問は終わらせていただきたいと思います。

それで、続いて、今の草刈りの問題ですね。

草処分において、農繁期ですよ。梅雨もかかわってまいります。その時期に随分、草刈り自体にも高齢化されて、苦慮されておる。これだけ見ても、我々、ああしんどいだらうなというところを感じております。我々も仕事柄、草を刈ることがございます。ただ、この処分ですね。大変ですよ、実際ね。それで、法的には、野焼きは違法ではないんだよと。ただ、常に農地に住んでおられん、近隣に住んでおられんかった方から見たら、非常に迷惑な話なんだと思うんですね。これに際して、住民の御意見、この春先から農繁期に入るときに、必ずどちらからも意見を求められるんですよ。片方、苦情ですよ。片方は、これも苦情ですかね。注意を受けたと。百姓、やめえ言うんかというような声もあるわけですね。実際、どちらにも権利があると思うんですよ。ただ、よく会議で聞く農業振興、これも行政側としてはうたっておられるわけですね。

さあ、これ、どちらも住民ですね。どういうその先ほど来、理解を求めるように努力

しておるとのことだったんですが、具体的にどうですか。具体的にどんな苦情が出ていますか。そのにおいの問題とか、火事になるじゃないか。どうでしょうね。熊野、住みやすいところだよ。まさか引っ越したら、百姓が草焼くとは思わなかった。どんな苦情がございませうか。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） 先ほど、議員さんおっしゃられましたように、苦情の中身といたしましては、においの問題、煙の問題等が多く寄せられております。これにつきましては、確かに、特に引っ越して、都市部から引っ越してこられた方に関して言えば、野焼きというものは、もう一時代前のものだという認識を持たれた上で、まだいまだに行われているのかというようなことで、おっしゃるケースも多々ございます。そのあたりは、法的に今、例外ということで、認められておるよということも、このあたりは電話等、苦情の中でも丁寧な説明をさせていただく。それでそれと合わせて、町の広報、ホームページ等にも記載して、そういったもので、どこまで理解を得られるかという部分はあるかと思ひますけれども、その辺については、丁寧に説明をさせていただく。

片や、農業者の方につきましても、従前は当たり前のように焼かれていたというのが実情ではないかと思ひます。実際に、熊野町の現状を申しますと、昨年まで農地だったところが宅地になるとかいったケース、ミニ開発等を含めてですね。たくさん見受けられるかと思ひます。そうした状況の中で、農家の方も、野焼き一つとってもやりにくくなったという声は、当然お聞きはしております。ただ、やむを得ず焼かなきゃいけないという声も頂戴しております。

そんな中で、焼かれる側につきましても、こういったにおいであるとか、都市部から引っ越してこられた方の意見というものも伝えた上で、その時間的なもの、風、あとは天候的なものも、量とか、考慮してやっていただくようお願い。あわせて、最近、熊野でもあれですけれども、近隣の市町でも、火災に発展しているケース、多々見られます。そういったことで、消防署のほうも通報を受けたら出動というようなこともあるようございませうので、そういった面からも、防火の観点からも、消防署への通報、あるいは水利の、バケツ等の水利の準備等もお願いをして、できるだけ範囲の狭い中でやっていただくような理解を求めているのが現状でございませう。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 今、課長からお話伺ったところによりますと、あれですね。野焼きをするほうへの説明が、随分、今あったんですが、それに際しての理解、得てくださる農家の方もいらっしゃいましょう。かといって、反発される方もいらっしゃいましょう。

反して、野焼きをされる農地の隣の苦情を申される住民への理解への努力はどういったものがございましょう。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） こちらにつきましても、現状をお話をする、法的な根拠もさることながら、現状という部分で、やむを得ないもの、ごみとかを焼いておれば、これは言語道断で消すこともできますし、指導できますよという中での草類、農業で発生したものにつきましても、ある程度、熊野の場合には、そういったものも発生しているんだということを、どこまで理解されるかという点、それで、人によっては聞く耳を持たれない方も当然いらっしゃいます。ある程度理解される方もいらっしゃいます。そういった中で、丁寧にそういった現状を説明をしているわけなんですけれども、あとは当事者同士という部分が、話、コミュニケーションができればなおさらいいのではないかという考えは持っておりますけれども、なかなかそこに町が仲介してというのも難しい話の中で、農業者であれ、その住居に入居されている方であれ、そういった部分は、こういった苦情に限らず、地域コミュニティの重要さという部分も説いていく必要があるのかなということで、そういった面での熊野はこういったとこなんですと、行事一つとっても、一つあるかと思えます。そういったものも丁寧に説明をして、電話等の問い合わせ、窓口へ来られたときの対応ということになるんですけれども、そういったものも丁寧に説明はさせていただいておるといった状況でございます。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

~~~~~  
6番(片川) 大変苦慮されているところだと思うんですね。お互いに理解し合って生活していかにゃいかんよというところでございますが、申し上げようと思って、コミュニティづくり、これをお伺いしようと思ひよったんですね。コミュニティづくりをしっかりと、相互間の理解を得ることぐらいしか、前へ進む道はないんかなという感覚で、私はおったんですね。この新しい造成団地できました。古くから従来ある農地、農家の家がございませう。が、その辺のコミュニティづくりについて、その町として何らかのリーダーシップをとって、うまくいくような方向性というものはできないものでしょうかね。これ、定住促進を推進していく中でも、これは大変重要なことだと思うのですが、いかがでしょう。

~~~~~  
議長(山吹) 堂森生活環境課長。

~~~~~  
生活環境課長(堂森) こちらにつきましては、生活環境課単体でという部分、難しい部分もございませう。地域振興であるとか、自治会、また農業者の団体であるとかといった、いろんな各種団体であったりグループ、いろいろ多様に、住民サイド、農業者サイド、多々あるかと思ひますので、そちらのほうの会合であるとか、会議というようなものを有効に活用させていただいて、そういう場に、そういった現状をお話しして、少しでも理解が進むようなことは考えてまいりたいと思ひております。

以上です。

~~~~~  
議長(山吹) 片川議員。

~~~~~  
6番(片川) 重ねて、しっかりと周知の努力をいただきたいと思ひます。  
もう一つ、参考までに、川掃除の後に、町のほうで収集していただきますね。トラック出していただいて。これ、川掃除の後の草、例えば人件費、収集するのにです。収集するのに人件費。トラック出してもらって、トラックの車両費、ガソリン代等々を含めて、運転手も含めて、これ、1日当たり、川掃除に関してどのぐらいかかるものでしょうかね。

議長（山吹） 堂森生活環境課長。

生活環境課長（堂森） はい、川掃除の費用ということでございますけれども、これは町といたしますか、公衆衛生推進協議会のほうで事業をやっておることとございますけれども、年間平均しまして、大体250万円程度の費用を要しております。それには、先ほどおっしゃいました作業員の賃金が半分近くを占めておる。あと、車両等の借り上げ、あとは作業に要する土のうであるとか、袋であるとか、消耗品等の配布、縄とか、そういった部分も含めまして、年間平均すると大体250万円程度の費用を要しております。以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） そうですね。結構かかるわけなんでございますが、町のほうも、いろいろと両方の立場で努力してるよという中で、なかなか前へ解決策が進んでいかないというところで、私も真剣にこれいろいろと、数年にわたって意見を求められてきているところでありまして、行政のほう、しっかり努力いただいているわけですね。野焼きをされるほう、これも100%理解いただけない。また、近隣の方も理解いただけない。また、続々、定住促進を邁進していく上で、こういうトラブル、まだどんどんあるんじゃないかという中で、今お伺いした、費用かかるんですが、理解を求める努力とともに、年に一度、この時期、この時期には1台、1日、町も努力しようと、そういうふうにならうと努力していくんだよと、お互いに理解し合いっこしようと、協力体制もとるよという形もあってしかりなんかな。これは、予算が要ることですから、一応、考えていただきたいなというところで、終わらせていただきます。

議長（山吹） 以上で片川議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、あす3月7日、9時30分といたします。

（休憩 16時53分）